

県土整備部所管事項

令和7年5月

県 土 整 備 部

目 次

(組織機構)

令和7年度県土整備部組織機構	1
令和7年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）	4

(令和7年度当初予算)

県土整備部令和7年度当初予算のポイント・主要事業	9
--------------------------	---

(公共事業総合政策)

三重県建設産業活性化プラン2024 Ver.2	16
入札・契約制度	19
総合評価方式	22
不当要求根絶に向けた取組	25

(道路整備)

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備	26
県管理道路の整備	29
道路の防災対策	31
交通安全対策	34
道路の維持管理	37

(流域整備)

流域治水の推進	41
土砂災害対策の推進	47
港湾・海岸の整備	50
災害への対応強化	55

(都市政策)

都市政策の推進	57
下水道の整備	61
下水道管路の点検・調査	66

(住まい政策)

適確な建築・開発行政の推進	67
住宅政策の推進	69
住宅・建築物の耐震対策	72
質の高い公共施設づくりの推進	74

(工事検査)

工事検査	75
------	----

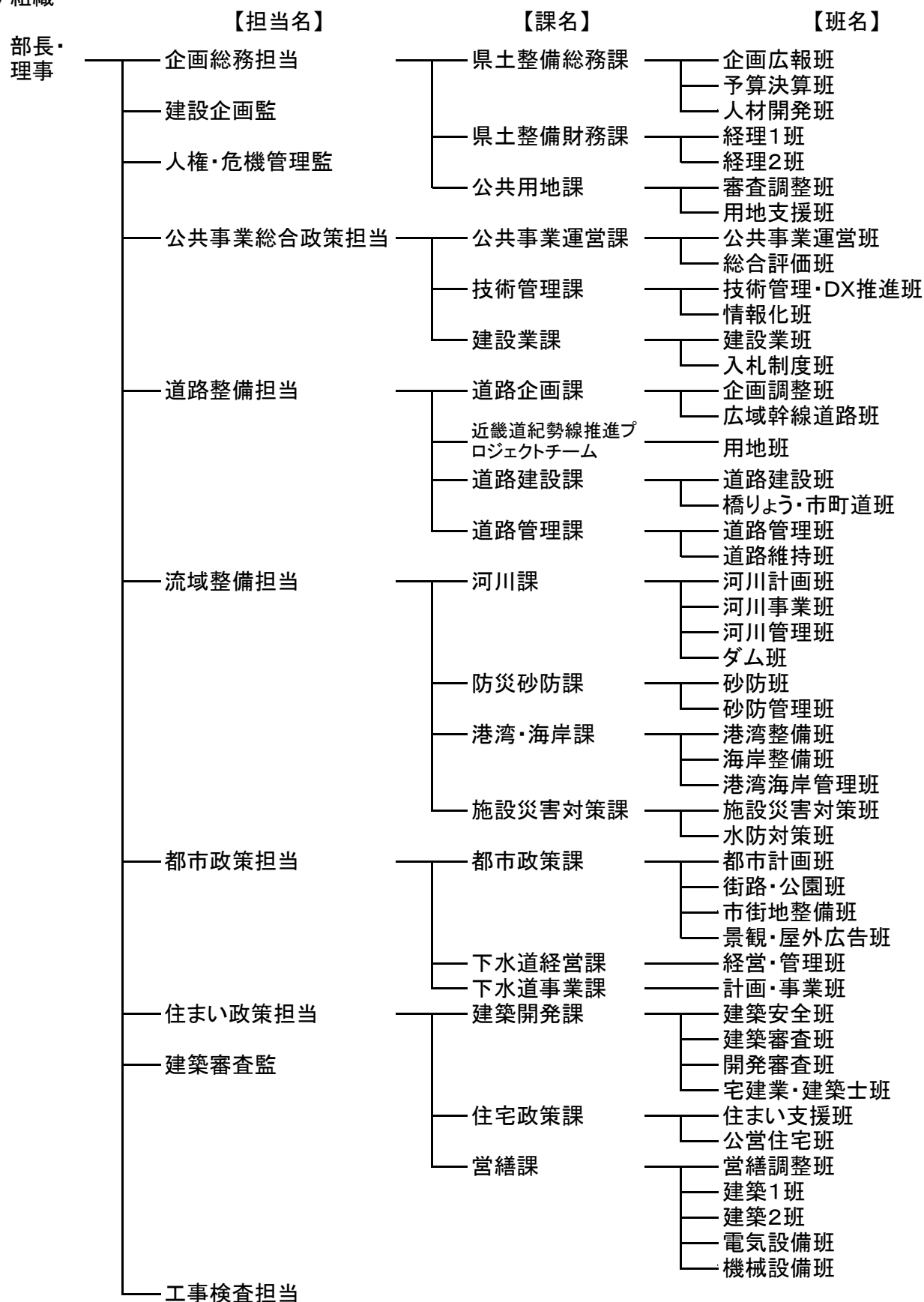
令和7年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

- ・ 令和7年度は組織改正なし。

(2) 組織

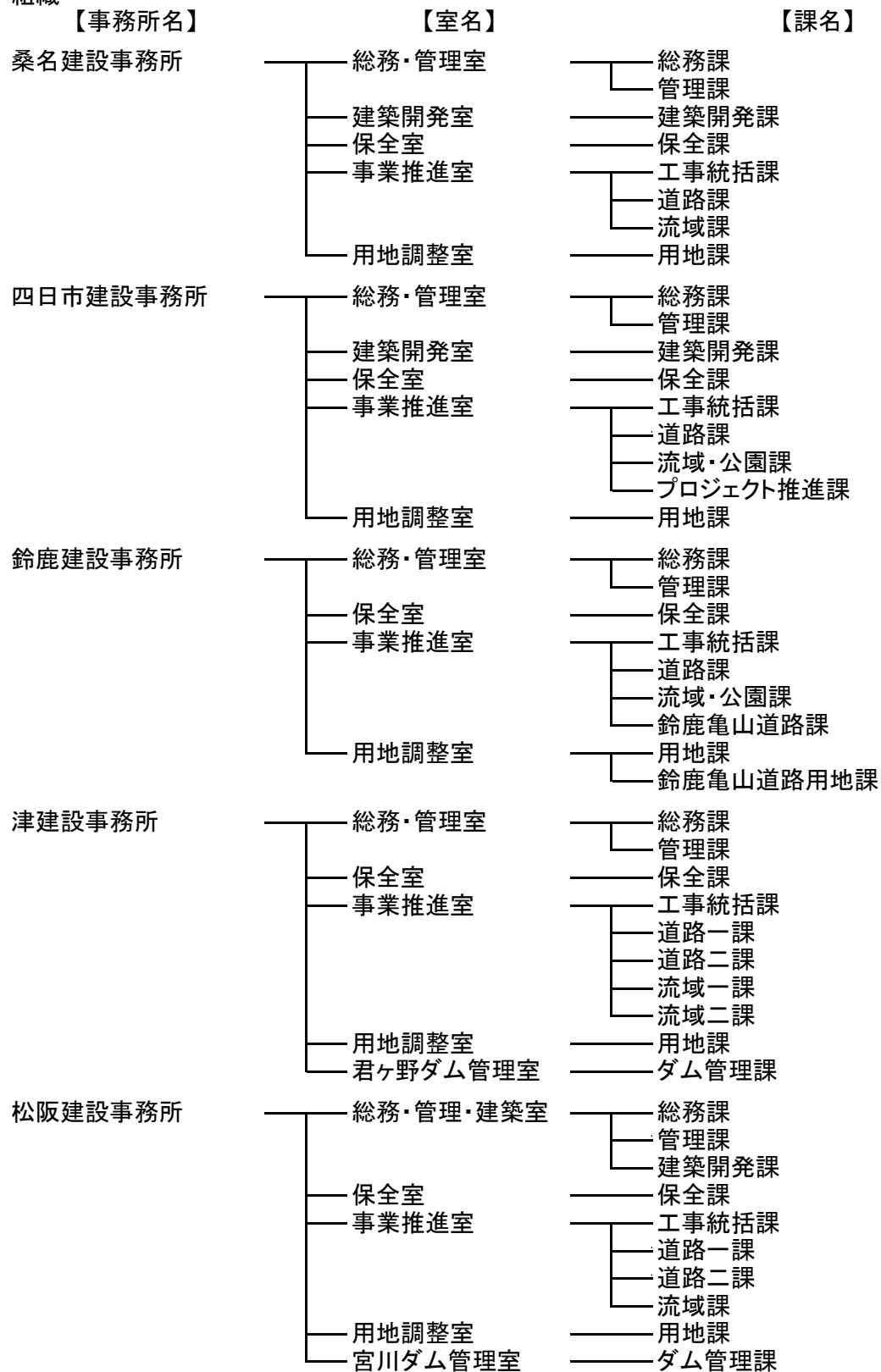


2. 地域機関

(1) 主な組織改正

- ・ 令和7年度は組織改正なし。

(2) 組織



【事務所名】	【室名】	【課名】
伊勢建設事務所	- 総務・管理室 - 総務課 - 管理課 - 建築開発室 - 建築開発課 - 保全室 - 保全課 - 事業推進室 - 工事統括課 - 道路一課 - 道路二課 - 流域一課 - 流域二課 - 用地調整室 - 用地課	
志摩建設事務所	- 総務・管理・建築室 - 総務課 - 管理課 - 建築開発課 - 保全室 - 保全課 - 事業推進室 - 工事統括課 - 道路課 - 流域課 - 用地調整室 - 用地課 - 鳥羽地域プロジェクト推進室 - 事業課	
伊賀建設事務所	- 総務・管理室 - 総務課 - 管理課 - 建築開発室 - 建築開発課 - 保全室 - 保全課 - 事業推進室 - 工事統括課 - 道路課 - 流域課 - 幹線道路課 - 用地調整室 - 用地課	
尾鷲建設事務所	- 総務・管理・建築室 - 総務課 - 管理課 - 建築開発課 - 保全室 - 保全課 - 事業推進室 - 工事統括課 - 道路・公園課 - 流域課 - 用地調整室 - 用地課	
熊野建設事務所	- 総務・管理・建築室 - 総務課 - 管理課 - 建築開発課 - 保全室 - 保全課 - 事業推進室 - 工事統括課 - 道路課 - 流域課 - 用地調整室 - 用地課	
小計 10建設事務所		
北勢流域下水道事務所	- 総務・用地室 - 総務・用地課 - 事業推進室 - 保全課 - 施設課 - 工務課	
中南勢流域下水道事務所	- 総務・用地室 - 総務・用地課 - 事業推進室 - 保全課 - 施設課 - 工務課	
小計 2流域下水道事務所		
計 12事務所		

令和7年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

令和7年4月1日現在

【本庁】

課 名	職 名	氏 名	備考
	県土整備部長	若 尾 将 徳	
	県土整備部理事	上 村 告	
	副部長 (企画総務担当)	和 田 吉 史	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	水 谷 覚	
	次長 (道路整備担当)	小 菅 真 司	
	次長 (流域整備担当)	野 呂 守	
	次長 (都市政策担当)	片 田 悟	
	次長 (住まい政策担当)	吉 村 厚 哉	
県土整備総務課	課長	岡 本 雅 樹	企画総務担当
県土整備財務課	課長	飛鳥井 清 司	
公共用地課	課長	瀬 古 敦 司	
建設企画監		寺 田 和 弘	
人権・危機管理監		澤 村 明 義	
公共事業運営課	課長	林 田 充 弘	公共事業総合政策 担当
	副課長兼班長	渡 邊 正 義	
技術管理課	課長	濱 瀬 賢 司	
	副参事兼班長	時 村 博 司	
建設業課	課長	内 山 幸 治	
道路企画課	課長	金 丸 裕 秀	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	担当課長	松 本 匡 史	
	副参事	檜 作 明 治	
道路建設課	課長	川 北 健 司	
道路管理課	課長	大 下 賢 一	
	副課長兼班長	浅 尾 真 吾	

課 名	職 名	氏 名	備考
河川課	課長	喚 阿 宏 真	流域整備担当
	副参事	鈴 木 豪	
防災砂防課	課長	高波瀬 吉 弘	
港湾・海岸課	課長	繁 田 憲 一	
施設災害対策課	課長	増 田 伴 哉	
都市政策課	課長	岡 田 健	都市政策担当
	副課長	雲 匡 司	
下水道経営課	課長	小 端 邦 彦	
	副参事	塩 崎 治	
下水道事業課	課長	丹 羽 要 樹	
建築開発課	課長	太 田 寿 弘	住まい政策担当
住宅政策課	課長	田 米 正 宏	
	副課長兼班長	西 口 智 也	
営繕課	課長	今 西 亮 一	
	副参事兼班長	山 路 誠	
	副参事兼班長	堀 誠	
建築審査監		岡 泰 子	
工事検査総括監		千 種 藤 紀	工事検査担当
検査監		南 出 房 洋	
検査監		島 地 昭 寿	
検査監		津 田 修	
検査監		中 村 孝	
検査監		三 宅 敏 博	
検査監		高 村 史 博	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	長 瀬 功 起	
	副所長兼総務・管理室長	山 本 学	
	副所長兼保全室長	成 瀬 裕 之	
	建築開発室長	阿知和 誠	
	事業推進室長	黒 田 良 人	
	用地調整室長	岩 田 浩 樹	
四日市建設事務所	所長	須 賀 真 司	
	副所長兼総務・管理室長	坂 谷 豊	
	副所長兼保全室長	橋 本 賢 二	
	建築開発室長	福 田 浩 之	
	事業推進室長	佐 伯 亮	
	用地調整室長	山 中 久 嗣	
	技術管理監	三 好 康 成	
鈴鹿建設事務所	所長	西 岡 欣 也	
	副所長兼総務・管理室長	松 本 哲 哉	
	副所長兼保全室長	若 林 信 彦	
	事業推進室長	諸 岡 裕 幸	
	用地調整室長	森 田 収	
津建設事務所	所長	関 山 治 利	
	副所長兼総務・管理室長	出 口 裕 功	
	副所長兼保全室長	角 田 保	
	事業推進室長	佐 川 尚	
	用地調整室長	波多野 昌 良	
	君ヶ野ダム管理室長	大 内 和 樹	

事務所名	職 名	氏 名	備考
松阪建設事務所	所長	矢 野 英 樹	
	副所長兼総務・管理・建築室長	稲 葉 嘉 久	
	副所長兼保全室長	浅 田 昌 博	
	事業推進室長	堀 博	
	用地調整室長	森 田 透	
	宮川ダム管理室長	谷 口 学	
	技術管理監	伊 東 貴 之	
伊勢建設事務所	所長	南 賢	
	副所長兼総務・管理室長	齋 藤 真	
	副所長兼保全室長	河 邊 努	
	建築開発室長	中 根 裕 也	
	事業推進室長	水 守 弘 充	
	用地調整室長	加 藤 裕 之	
	技術管理監	大 野 源 広	
志摩建設事務所	所長	長 井 貴 裕	
	副所長兼総務・管理・建築室長	阪 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	石 渡 充	
	事業推進室長	長 野 文 典	
	用地調整室長	大 西 雅 士	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	山 本 英 児	
伊賀建設事務所	所長	宮 口 友 成	
	副所長兼総務・管理室長	中 山 一 朗	
	副所長兼保全室長	沢 西 芳 円	
	建築開発室長	風 呂 晃 行	
	事業推進室長	尾 市 知 己	
	用地調整室長	川 瀬 豪 利	

事務所名	職 名	氏 名	備考
尾鷲建設事務所	所長	浅 野 覚	
	副所長兼総務・管理・建築室長	瀧 谷 昌 美	
	副所長兼保全室長	喜 多 啓 作	
	事業推進室長	白 澤 芳 弘	
	用地調整室長	森 田 亘	
熊野建設事務所	所長	富 永 大 介	
	副所長兼総務・管理・建築室長	片 山 浩 治	
	副所長兼保全室長	山 本 修	
	事業推進室長	間 井 哲 矢	
	用地調整室長	北 村 俊 憲	
北勢流域下水道事務所	所長	久保田 秀 幸	
	副所長兼総務・用地室長	稲 垣 雅 彦	
	副所長兼事業推進室長	梶 本 浩 盟	
中南勢流域下水道事務所	所長	高 柳 伸 浩	
	副所長兼総務・用地室長	阪 本 信 好	
	副所長兼事業推進室長	村 林 広 文	

県土整備部

令和7年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

令和7年度当初予算では、労務単価及び資材価格の高騰を踏まえて公共事業予算を確保し、生産性向上や効率化のためのデジタル化及び脱炭素社会の実現に向けたグリーン化の観点を取り入れつつ、次の3点を柱に、令和6年度国土強靱化等補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ります。

（施策推進の3本柱）

（1）強靱な県土づくりの強力な推進

能登半島地震の気づきを踏まえて南海トラフ地震対策の強化に向けた取組を進めます。直接被害を防ぐための対策として、住宅耐震化の促進や河川・海岸堤防等の耐震化等を推進するとともに、救助・救急活動が迅速に行われるための対策として、「命の道」となる代替路の整備や緊急輸送道路等の機能確保、道路啓開の迅速化、災害応急資材の確保、港湾施設の機能確保等の対策を進めます。災害時の公衆衛生問題等への対策として、下水道施設の耐震対策やマンホールトイレの整備等を進めます。大規模災害を想定した各種訓練の実施を進め、災害対応力の向上に取り組めます。

また、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備えるために流域治水対策事業を推進するとともに、気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し推進や特定都市河川の指定制度の活用等、「流域治水プロジェクト」に基づく取組の本格的な展開を着実に推進します。

さらに、インフラのメンテナンスサイクルを着実に実施し老朽化対策を推進するとともに、道路・河川監視カメラや危機管理型水位計によるモニタリング体制の拡充等のICTを活用した道路・河川管理体制のデジタル化を推進します。

（2）暮らしに身近な課題への対応の強化

県民が安全で快適な暮らしを実感できるよう、効果的な雑草対策や舗装修繕、側溝整備、区画線の引き直し等の適切な道路維持管理を行うとともに、地域と協働の道づくりや通学路・生活道路における交通安全対策を進めます。

また、河川・砂防ダムの堆積土砂の計画的な撤去や、盛土規制法に基づく規制区域の指定、良好な住環境実現のための下水道未普及地域解消に向けた整備や広域化・共同化の推進、空き家の除去や活用の支援、県営住宅の改修に取り組めます。

（3）豊かで活力のある地域づくりの推進

県民生活の利便性向上や産業・地域の活性化に向けて、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの構築に向けた高規格道路及び直轄国道の整備を促進するとともに、県管理道路の整備を推進します。

また、駅前の賑わいを創出するための道路空間再編や花とみどりの三重づくり基本計画に基づく取組の推進、質の高い街路樹管理のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園への再整備や県産木材の利用推進、インフラを活用した観光誘客の促進に取り組むことで、豊かで活力のある地域づくりを推進します。

（公共事業の的確な推進）

上記 3 本柱の取組の推進にあたっては、地域の建設業が将来にわたって存続できるよう、建設産業活性化に向けた取組が必要不可欠です。

建設産業の活性化に向けて、「三重県建設産業活性化プラン 2024」に基づき、教育機関との連携などによる「担い手の確保」、週休二日制の定着やバックオフィスの導入等による「労働環境の改善」、建設DXの普及啓発や受発注者におけるICT活用促進等による「生産性の向上」に取り組むとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。

2 主な重点項目

（施策推進の 3 本柱）

（1）強靱な県土づくりの強力な推進

◎住宅・建築物耐震促進事業

[住宅政策課 (224-2720)]

[建築開発課 (224-2752)]

予算額 268,683千円

（298,868千円 2月補正予算含みベース）

木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、除却等を支援するほか、耐震補強工事費の低減を図るため、精密診断法による耐震補強設計及び低コスト工法の講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎直轄道路事業

[道路企画課 (224-3016)]

予算額 10,961,506千円

（13,488,342千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース）

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワークの構築・機能強化を促進します。具体的には、元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、東海環状自動車道等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス（立体化・4車線化）、鈴鹿四日市道路、国道1号（桑名東部拡幅）、国道42号（松阪多気バイパス）等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。

◎道路改築事業

[道路建設課 (224-2630)]

予算額 8,343,006千円

（12,718,847千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース）

高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、観光復興を支えるアクセス道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では、車両のすれ違いが困難な箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。さらには、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対策も織り交ぜた道路整備を進めます。

◎緊急輸送道路等機能確保事業

[道路建設課(224-2672)]

予算額 8,132,524千円

(12,090,256千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋の耐震・流失対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違い困難箇所の道幅拡幅を進めます。また、地震により橋台と盛土の間に大きな段差が生じ、通行機能が低下することが無いよう、適切な対策を行うとともに、復旧のための備蓄資材の確保等により初動体制の強化を図ります。

◎港湾事業

[港湾・海岸課(224-2691)]

予算額 1,070,573千円

(1,105,173千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進めます。また、鳥羽港(中之郷地区)において岸壁の耐震対策を進めます。

◎港湾管理費(放置船舶の撤去・処分)

[港湾・海岸課(224-2700)]

予算額 45,000千円

港湾区域等において良好な環境を保全するため、所有者不明の放置船舶の撤去・処分及びその対策を行います。

◎街路事業

[都市政策課(224-2706)]

予算額 997,252千円

(1,305,950千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

「三重県無電柱化推進計画」に基づき、台風や地震による電柱倒壊で甚大な被害を受けやすい市街地の緊急輸送道路において、防災・減災対策として電線類の地中化を行うなど、街路事業による市町のまちづくりを進めます。

◎流域下水道事業

[下水道事業課(224-2725)]

予算額 8,896,544千円

(9,169,019千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の地震対策や老朽化対策を進めます。

◎流域治水事業

[河川課(224-2679)]

予算額 12,304,148千円

(18,211,747千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

流域全体で行う水災害対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の取組を進めます。河川や砂防えん堤に堆積した土砂の撤去や樹木の伐採、治水上重要度の高い河川の改修を重点的に進めることで治水安全度の向上を図るとともに、大型水門等の耐震対策を進めます。また、鳥羽河内ダムは、令和10年度の完成に向けて進捗を図ります。さらに、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めます。

◎土砂災害防止対策事業

[防災砂防課(224-2697)]

予算額 3,030,717千円

(5,688,477千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等の指定について基礎調査を進めます。

◎高潮等対策事業

[港湾・海岸課(224-2690)]

予算額 2,297,114千円

(3,482,114千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

◎インフラメンテナンス事業

[道路管理課(224-2677)]

[河川課(224-2686)]

[港湾・海岸課(224-2700)]

[防災砂防課(224-2705)]

予算額 3,706,512千円

(6,686,944千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

老朽化が進んでいる道路・河川・海岸などの施設について、持続可能な予防保全型のメンテナンスサイクルへの転換に向け、長寿命化計画に基づく計画的な点検や効果的な修繕・更新を行います。

◎道路DX事業

[道路管理課(224-2677)]

予算額 27,300千円

平常時や災害時における道路観測体制を拡充するため、道路DX中期計画に基づき道路の監視カメラ設置を進めます。

◎河川DX事業

[河川課(224-2682)]

予算額 50,000千円

水防活動や住民の適切な避難行動を促すため、河川DX中期計画に基づき河川の監視カメラや危機管理型水位計の設置を進めます。

(2)暮らしに身近な課題への対応の強化

◎道路維持管理事業

[道路管理課(224-2675)]

予算額 8,810,408千円

災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動を行う緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路を中心に老朽化が進行する舗装や区画線等の道路施設の修繕を進めます。道路利用者や沿道住民等からの要望が非常に多い雑草対策については、路肩等に張コンクリートや防草シートの設置などの雑草抑制対策を計画的かつ重点的に実施します。また、自治会委託や美化ボランティア等の制度の更なる見直しも含め、様々な工夫や新たな取組みを、地域の皆様の声を聴きながら進めます。

街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。

道路施設の脱炭素化に向けて、トンネル照明灯のLED化を計画的に進めます。

◎交通安全対策事業

[道路管理課(224-2677)]

予算額 1,744,714千円

(1,791,464千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

教育委員会・市町・警察署・道路管理者等の関係者で構成され、通学路の更なる安全向上を図る継続的な取組である「通学路交通安全プログラム」に基づく対策箇所や、交通事故が多発している箇所、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等について、関係者と連携しながらスピード感を持って着実に対策を進めます。

◎流域下水道事業【再掲】

[下水道事業課(224-2725)]

予算額 8,896,544千円

(9,169,019千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の地震対策や老朽化対策を進めます。

◎空き家対策支援事業

[住宅政策課(224-2720)]

予算額 17,025千円

危険な空き家(特定空家等)の除却のほか、移住定住のための空き家リフォームや、地域活性化施設(非住宅)に改修するなどの空き家の利活用を支援します。また、空き家の適正管理や活用に係るセミナーを開催します。

◎公営住宅管理事業

[住宅政策課(224-2703)]

予算額 750,898千円

県営住宅の管理を適切に行うとともに、移住定住を促進するため、県営住宅の空き住戸を活用し、移住者向けのお試し用住宅や定住用住宅を提供します。

◎公営住宅建設事業

[住宅政策課(224-2703)]

予算額 272,996千円

県営住宅の長寿命化を図るため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、居住性を高めるため、バリアフリー改修工事等を行います。

◎建築基準法施行事業

[建築開発課(224-2752)]

予算額 10,404千円

不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

◎海岸漂着物等地域対策推進事業

[港湾・海岸課(224-2700)]

予算額 20,000千円

海岸における良好な環境の保全を図るため、海岸漂着物や流木等の撤去を行います。

（３）豊かで活力のある地域づくりの推進

◎直轄道路事業【再掲】

[道路企画課（224-3016）]

予算額 10,961,506千円

（13,488,342千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース）

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワークの構築・機能強化を促進します。具体的には、元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、東海環状自動車道等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス（立体化・4車線化）、鈴鹿四日市道路、国道1号（桑名東部拡幅）、国道42号（松阪多気バイパス）等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。

◎道路改築事業【再掲】

[道路建設課（224-2630）]

予算額 8,343,006千円

（12,718,847千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース）

高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、観光復興を支えるアクセス道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では、車両のすれ違いが困難な箇所への解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。さらには、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対策も織り交ぜた道路整備を進めます。

◎道路調査事業

[道路企画課（224-2739）]

予算額 41,100千円

地域の自立的発展や地域間の連携を支える高規格道路の早期整備や事業化に向け、調査・検討を進めます。津駅周辺においては、道路空間の再編や交通結節点の強化などによる公共交通の利便性の向上を図るため、関係機関と協働しながら、津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）に基づきそれぞれの取組を進めるとともに、県内の総合交通ターミナル計画の策定に向け、検討を進めます。

◎都市計画策定事業

[都市政策課（224-2718）]

予算額 30,566千円

コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるため、R6年度に完了する都市計画基礎調査の結果に基づいた次期マスタープラン策定に向け、本県の都市計画の基本的な考え方を記載した都市計画基本方針の策定に着手するとともに、立地適正化計画未策定の市町への支援を行います。また、「花とみどりの三重づくり基本計画」に基づき、啓発活動を行うなど花とみどりの活用を推進します。

◎都市公園整備事業

[都市政策課（224-2706）]

予算額 1,200,310千円

（1,267,810千円 令和6年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース）

子どもや子育て世帯の目線に立った公園や防災機能を兼ね備えた公園へのリニューアル、安全安心を確保する老朽化対策を推進します。

(公共事業の的確な推進)

◎公共事業評価制度事業

[公共事業運営課 (224-2915)]

予算額 703千円

「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正な執行を行います。

◎入札等監視委員会開催事業

[建設業課 (224-2723)]

予算額 396千円

「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

◎公共工事設計積算システム事業

[技術管理課 (224-2208)]

予算額 161,496千円

積算基準や設計単価等に基づいて、公共事業の予定価格を算出するために使用する設計積算システムの更新を行います。

◎公共事業支援統合情報システム事業

[技術管理課 (224-2208)]

予算額 84,271千円

公共事業で電子納品された成果品を一括管理する統合データベースの機器更新を令和6年度に完了することから、令和7年度においてはシステムサーバーのOSサポート切れ対応等の改修を行います。また、オンライン電子納品の導入や円滑なデータ活用に対応するための基本設計業務を進めます。

◎三重県建設産業活性化プラン推進事業

[公共事業運営課 (224-2915)]

予算額 12,406千円

建設産業の活性化に向けて、建設業における担い手の確保や生産性の向上、バックオフィス業務の普及・促進などの労働環境の改善の取組を実施するとともに、企業や就業者に対するアンケート調査を実施し、取組の実態の把握や効果を検証することで、計画的かつ着実に取組を進めます。

三重県建設産業活性化プラン 2024 Ver. 2

1 概要

地域の建設業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、現在、建設企業の多くは、就業者の高齢化や若手入職者の減少、2024年4月から始まっている時間外労働の上限規制、生産性向上に向けた建設DX導入への対応など、多くの課題を抱えています。

このため、これらの課題を解決し、今後も地域の建設業が「地域の守り手」としてその役割を担い続けられるように、三重県建設産業活性化プラン2024（以下「活性化プラン2024」という。）を策定し、取り組んでいます。計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

なお、活性化プラン2024の取組を効果的に進めるため、有識者を含めた会議で各取組の効果を検証しており、その効果検証結果を踏まえた内容を Ver. 2として取り組んでいます。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、活性化プラン2024の趣旨を市町へ周知し協働して取組を進めていきます。

2 令和7年度の主な取組

(1) 取組1 担い手の確保

建設業の課題である担い手の確保の取組を進めます。

【主な施策】

若手職員で構成する「担い手確保支援チーム」により、魅力発信を加速させます。

・教育機関・建設業界・行政の連携

- 学校訪問を継続的に行い、商業高校など新たな学校へアプローチ。
- 採用活動スキルの向上のため実施するセミナーを県内全域へ拡大。

・生徒・学生への魅力発信・動機付け

- 建設業への関心を高めるため、出前授業等を参加型で実施。
- 高校生だけではなく、小中学生や保護者世代へも建設業の魅力を発信。
- 女子生徒との交流会を通じて、女性が活躍できる業界であることをPR。

・U・Iターン人材等への働きかけ

- U・Iターン人材の確保に向け、他部局と連携しイベント情報の周知を強化。

(2) 取組2 労働環境の改善

建設業が「魅力ある労働環境」であるための取組を進めます。

【主な施策】

・週休2日制の定着

- 土日完全週休2日制や交替制を導入し、週休2日の質を向上。
- 建設業全体で週休2日に取り組むため、市町工事・民間工事での取組を促進。

・施工管理の分業化・効率化

- 労働時間削減に有効なバックオフィスの体制作り・人材育成を支援。

・人材育成・福利厚生

- 技能労働者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の対象を拡大。

(3) 取組3 生産性の向上

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

【主な施策】

・建設DXの導入

- 建設DX促進説明会でASP等の建設DX導入のメリット・必要性を周知。

・建設DXの活用

- 発注者が受注者に提供する3次元測量データの工種拡大と工事件数を増大。

(4) 取組4 企業の安定経営に向けた対応

建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などの取組を進めます。

・建設企業の経営状況の確認と環境変化への対応

- 売上高経常利益率等の統計資料をモニタリングし、建設業を取り巻く環境の変化に応じて入札制度や総合評価方式を改善。



令和7年度 取組方針

取組方針1 担い手の確保

- ① 取組実施校に対し、学校訪問をはじめとする取組を毎年継続的に行う。また、バックオフィス業務の業務内容を明確にするとともに、その担い手として商業高校など新たな学校にもアプローチする。
- ② 企業の特徴がわかる資料の作成などにより地域の建設企業（企業名）が見える取組方法とする。
- ③ 取組を実施した企業（トップランナー）の評価を検討する。
- ④ 小中高生及び保護者世代に対し、県と建設企業が連携しSNSを使ったプッシュ型情報発信を行う。特に保護者世代へのPR手法として、小学生を対象としたイベントに参加する環境を整備する。
- ⑤ 他部局と連携を強化し、U・Iターン希望者向けイベント等の周知や資料作成等を支援。
- ⑥ 採用活動スキルや建設企業のプレゼンスキルの向上を図る取組を実施する。

取組方針2 労働環境の改善

- ① 週休2日の取組において質の向上を図るとともに、消極的な市町には個別要請を実施し、民間団体等へのアプローチ方法を検討する。
- ② バックオフィス、ASP、遠隔臨場などを普及・浸透させるため、県発注工事での取組拡大や市町への取組要請、全ての現場のインターネット環境の確保・実現に向けた検討及び対策を行う。また、バックオフィスについては、説明会の継続とともに実践企業によるレクチャー、技術者向けセミナーなど分業化に向けた体制作り、人材育成の支援を充実させていく。
- ③ 技能労働者の処遇改善に向けて、CCUSを広く周知し活用モデル工事の対象を拡大するとともに、改正建設業法による適正な労務費の確保と賃金行き渡りの新たなルールに対応していく。

取組方針3 生産性の向上

- ① 建設DX導入に向けた建設DX促進説明会を継続して開催し、遠隔臨場の必要性やメリットを周知していく。
- ② 建設DX講習会で実践内容を盛り込むなど、内容のステップアップを図る。
- ③ ICT活用工事促進のために、発注者が受注者に3次元測量データを提供する工種の拡大と工事件数を増大する。
- ④ 新技術による省人化・省力化事例を収集し、ガイドブックに掲載して広く周知する。

企業の安定経営に向けた対応

- ① 売上高経常利益率等の統計資料をモニタリングするとともに、建設業を取り巻く環境の変化に応じて入札制度や総合評価方式の改善を行い、建設企業が適正な利潤を確保できる環境の整備に取り組む。
- ② 近年の物価高騰等に対応するために「発注方法の取り扱いについて」を見直し、建設企業が入札に参加できる価格帯の引き上げを行う。
- ③ 適切な単価設定や、労務や建設資材の価格変動等に対応し、適正な価格での契約に努める。
- ④ 建設企業の適正利潤確保に向けて、最低制限価格の引き上げなどを市町へ要請する。

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

（１）入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事（※）
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など
随意契約		緊急を要する工事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1500万SDR(27.2億円)以上の工事をいう。

（２）予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

（３）落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

（４）最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

（５）低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

（６）三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること

② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること

③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7) 三重県建設工事発注標準【表－1】【図－1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

また、格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

なお、近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い工事価格は上昇していることから、地域の建設企業が将来に渡り存続し続けるには、物価高騰などの社会経済状況の変化に柔軟に対応した入札制度の改善が必要と考え、建設企業が適正な競争のうえで、これまでと同様の工事規模の入札に参加できるよう、「三重県建設工事発注標準」及び「発注方法の取り扱いについて」における入札参加者の等級区分を決める価格を引き上げます。

(R7. 6. 1見直し予定)

(8) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「三重県建設産業活性化プラン 2024 Ver. 2」で掲げる各施策に基づき、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和7年度の主な取組

(1) 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など、入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

(3) 建設企業の安定経営に向けた対応

三重県建設産業活性化プラン 2024 Ver. 2で掲げる「担い手確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の各種取組の実施に向けて、建設企業の経営状況の変化を確認しながら、必要に応じて入札・契約制度の改善に取り組みます。

なお、本年10月より、公共事業契約及び物件関係契約を対象に、オンライン上で契約締結を完結することができる電子契約の運用を開始する予定です。

表－１ 三重県建設工事発注標準（令和７年６月１日～）

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,500万円以上	① 総合点840点以上 ② １級技術者５名以上 （うち３名の公共工事の主任技術者の実績）
B	2,500万円以上 8,500万円未満	① 総合点760点以上 ② １級技術者２名以上 （うち１名の公共工事の主任技術者の実績）
C	3,000万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

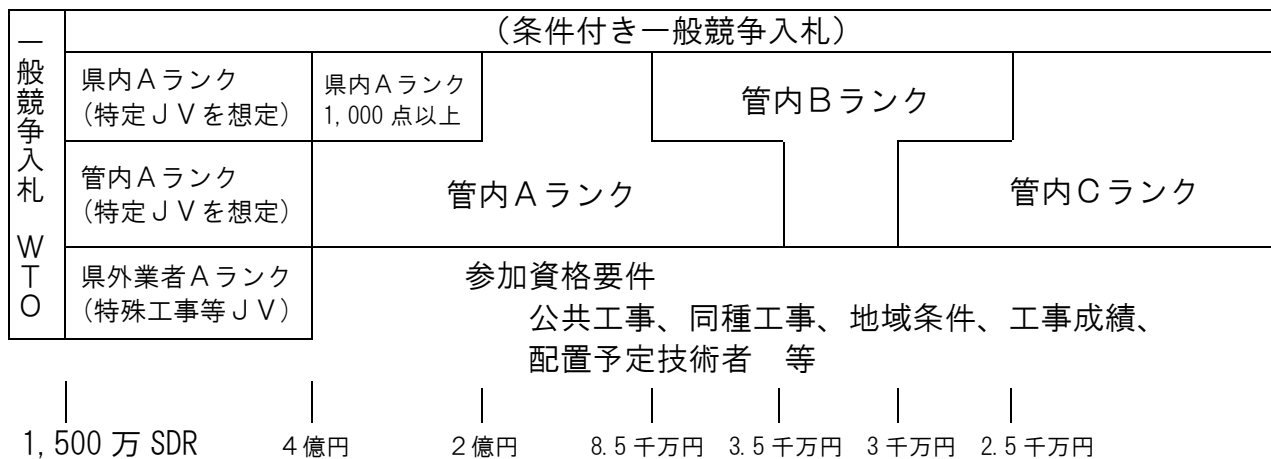
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図－１ 発 注 方 法

〔土木一式工事〕



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

（１）総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事：予定価格 5 千万円以上
- ② 建築一式工事：予定価格 1 億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：予定価格 3 千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事：予定価格 7 千万円以上

また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、予定価格 3 千万円から 5 千万円を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

- ① 業務予定価格 5 百万円以上で、難度の高いもの

【設計業務】

- ① 3 百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 5 百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計業務

＜令和 6 年度実績＞

- ・ 建設工事：全発注件数1126件のうち634件で総合評価を実施
- ・ 測量・設計業務：全発注件数884件のうち159件で総合評価を実施

（２）建設工事における総合評価方式の型式（令和 7 年 6 月より適用）

- ① 簡易型（予定価格15億円未満）
- ② 標準型（予定価格15億円以上）
- ③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

＜建設工事における評価値の算出式＞

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
加算点：簡易型 (10～25点)
加算点：標準型 (35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

項目	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	9	4	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の雇用に関する取組	4	2	SNSを活用した建設業の魅力発信、キャリアパスの策定実績等
企業の技術力等	60	28	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績（*）等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

（*）CPD：技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「三重県建設産業活性化プラン2024 Ver. 2」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和7年度の主な取組

「三重県建設産業活性化プラン2024 Ver. 2」で掲げられている取組を促進するため、担い手の確保・育成に取り組んだ企業（成果のあった企業）に対してインセンティブを与える評価項目の検討を行います。

また、特記課題の採点に関する透明性の向上のため、審査集計表における特記課題の公表内容を合計ではなく項目毎の加算点表示へ変更することを検討します。

土木一式工事における総合評価方式 令和7年度 標準案

		簡易型B 技術提案 1テーマ										
大項目		中項目		小項目		簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方				
企業 の 能 力 等	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地域精通度	本店等所在地	10	15	215						
			施工箇所地域 における工事実績	5								
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	22							
			小規模業務委託元請実績	5								
			公共施設美化活動実績	3								
			災害協定の評価	9								
			社会 貢 献 度	社会貢献度						男女共同参画活動実績	4	4
		障がい者雇用実績										
		人権に関する取組実績										
		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録										
	現場見学会等の開催実績											
	不当要求防止責任者講習の受講実績											
	職場環境づくりの実績											
	県内企業による施工	5	5									
	企業 の 関 連 する 取 組	担い手確保・育成への取組	建設業者団体の取組実績	2	4					建設業の担い手確保・育成の為、 ①建設業者団体 ②建設業者団体地域組織 ③建設企業 のそれぞれが行った取組の実績を評価 （予定価格5千万円以上4億円未満の土木一式工事に設定）		
			建設業者団体地域組織の取組実績	1								
	建設企業の取組実績		1									
	企業 の 技 術 力 等	工事実績	企業の実績	20	50					①企業が自ら選んだ直近過去3年度の三重県の工事成績点、又は国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局）が前年度公表している工事成績評定平均点を評価 85点以上 ：20点、 75点～85点未満 ：（申告工事成績点－75点）＋10点 75点未満 ：10点 ②上記三重県の工事成績点及び国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局）の工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の三重県建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 970点以上 ：10点、 840点～970点未満 ：（総合点－840点）／（970点－840点）×10点 840点未満 ：0点		
		工事成績	申告工事成績点又は総合点	20								
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 （ISO9000S）	3								
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5								
		災害時の事業継続力	事業継続計画（BCP）策定の有無	2								
		受注工事高	1級技術者1人あたりの 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約金額	10							10	・受注工事高をベースとした評価 5千万円未満 ：10点、 5千万円から1億5千万円未満：10－（受注工事高－5千万円）×10／1億円 1億5千万円以上 ：0点
			1企業あたり当該年度の 三重県発注の契約金額5百万円以上の 土木一式工事の契約金額									
技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者の 工事実績	主任（監理）技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	25	有：5点 無：0点 （予定価格8千万円未満の土木一式工事に設定）					
		配置予定技術者の 資格保有状況	技術士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工管理技士、 又は国土交通大臣が建設業法 第15条2号のイと同等以上の 能力を有するものと認定した者の資格									
		配置予定技術者の CPD（継続学習制度） 取組実績	継続学習制度の単位取得状況	5								
技術提案等	技術提案	特記課題	発注者が指定する テーマ・項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果（点数）を通知					
	ヒアリング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20				・5段階評価				
（標準点 100点） + 加算点 20点換算				215								
				換算 20.00 点								

不当要求根絶に向けた取組

1 現状

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合の組合長が県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、令和3年6月に警察や弁護士会等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し体制の強化を図りました。

さらに、令和3年9月に「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」を制定し協力金の廃止を定めるなど、県発注工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた取組を行っています。

2 取組方針

地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、引き続き関係機関が連携し必要な措置を講じることにより、不当要求等の根絶に向けた取組を実施していきます。

3 令和7年度の主な取組

建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の不当要求根絶に取り組めます。

また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し継続運用を行っていきます。

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備

1 現状

令和6年度には、東海環状自動車道のいなべICから大安IC間6.5km（令和7年3月29日）、国道42号新宮紀宝道路の全線2.4km（令和6年12月7日）、国道1号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道477号バイパス間4.1km（令和7年3月16日）が開通しました。

また、東海環状自動車道では養老ICからいなべIC間の県境トンネル工事などが進められるとともに、国道42号熊野道路では、トンネルや橋梁上部工などの工事が進められ、国道23号鈴鹿四日市道路では、今年度から用地買収に着手されるなど、幹線道路ネットワークにおいて整備が進められています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えとして、県民の皆さんの安全・安心を支え、地域間の交流・連携を深めるとともに、地域の経済の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備促進を図ります。

このため、事業中区間の整備促進を図るとともに、開通見通しの早期公表についても関係市町や民間企業、民間団体と連携し、国等に対し働きかけていきます。

また、インフラの新しい価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため道路空間の再編による賑わいの創出に向け、官民が連携した地域づくりを推進します。

3 令和7年度の主な取組

- ・高規格幹線道路整備として、新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号鈴鹿四日市道路などの早期整備に向けて要望活動等に取り組めます。
- ・県内外の交流・連携の拡大に向け、地域高規格道路である国道306号鈴鹿亀山道路の早期整備に向けた整備手法の検討や、名神名阪連絡道路の事業化に向けた有識者会議を開催します。
- ・国道42号紀宝熊野道路、熊野道路については、県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチームが国や関係市町等と連携し、事業調整や用地買収を担うことで、引き続き整備を促進していきます。
- ・県都の顔となる津駅周辺において、広域交通拠点としての交通結節機能の強化に向け、津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）に合わせ、道路区間の再編による賑わいの創出に向けて歩道拡張案の確定をめざします。

＜主な事業の進捗状況＞

令和 7 年 3 月末時点

事業名	事業主体	事業概要	用地進捗 事業進捗	備 考
東海環状自動車道 (北勢～四日市)	国 中日本高速	L= 14. 4km	100% 約 93%	いなべ IC～大安 IC L=6. 5km 令和 7 年 3 月 29 日開通済
東海環状自動車道 (養老～北勢)	国 中日本高速	L= 18. 0km	約 99% 約 60%	
紀勢自動車道 (4 車線化) (勢和多気 JCT～大宮大台 IC)	中日本高速	L= 10. 9km	100% -	
紀勢自動車道 (4 車線化) (大宮大台 IC～紀勢大内山 IC)	中日本高速	L= 6. 2km	100% -	
国道 42 号 熊野道路	国	L= 6. 7km	100% 約 59%	
国道 42 号 紀宝熊野道路	国	L= 15. 6km	約 18% 約 5%	
国道 42 号 新宮紀宝道路	国	L= 2. 4km	100% 約 97%	紀宝 IC～新宮北 IC L=2. 4km 令和 6 年 12 月 7 日開通済
国道 1 号 桑名東部拡幅	国	L= 3. 9km	約 61% 約 53%	
国道 1 号 北勢バイパス	国	L= 21. 0km	約 82% 約 77%	(市)日永八郷線～国道 477 号 BP L=4. 1km 令和 7 年 3 月 16 日開通済
国道 1 号 関バイパス	国	L= 2. 5km	約 96% 約 68%	
国道 23 号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7. 5km	0% 約 2%	
国道 23 号 中勢道路	国	L= 33. 8km	100% 約 96%	鈴鹿市北玉垣町～鈴鹿市野町 L=2. 8km 令和 5 年 11 月 19 日開通済
国道 42 号 松阪多気バイパス	国	L= 11. 9km	100% 約 90%	

東海環状自動車道（いなべIC）



桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）



北勢バイパス（四日市市曾井町地内）



中勢道路(鈴鹿市北玉垣町地内)



熊野道路（熊野第一トンネル）



新宮紀宝道路（三重県側を望む）



県管理道路の整備

1 現状

県管理道路の改良率（道路幅員 5.5m 以上）は全国平均を大きく下回っており、地域間交流や観光地へのアクセスに時間を要しています。また、生活道路については、道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所があることから、安全・安心で円滑な道路整備が求められています。

2 取組方針

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する道路ネットワークや観光振興に向けたアクセス道路の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な箇所の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に進めます。

3 令和 7 年度の主な取組

慢性的な渋滞への対策、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保などを図るため、引き続き、幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

令和 7 年度に実施する主な箇所は以下のとおりです。

国道 167 号（五知～白木）	
国道 260 号（船越）	〔令和 8 年度開通予定〕
国道 306 号（鈴鹿亀山道路）	
国道 365 号（小牧拡幅）	〔令和 8 年度開通予定〕
国道 368 号（伊賀名張拡幅）	〔令和 7 年度開通予定（一部区間）〕
国道 422 号（下地志子）	〔令和 9 年度開通予定〕
県道 桑名大安線（桑部橋）	〔令和 7 年度開通予定〕
県道 津関線（古厩交差点）	〔令和 7 年度開通予定〕
県道 神戸長沢線（定五郎橋南詰）	〔令和 7 年 5 月 13 日開通〕
県道 七色峡線（神川）	〔令和 9 年度開通予定〕
県道 鈴鹿環状線（磯山バイパス）	〔令和 7 年度開通予定〕
県道 久居河芸線（新池）	〔令和 8 年度開通予定〕
県道 松阪第 2 環状線	〔令和 7 年度開通予定〕
県道 安乗港線（国府）	〔令和 9 年度開通予定〕
県道 蓮峡線（七日市）	〔令和 7 年度開通予定〕

○令和7年度の開通を予定している主な箇所



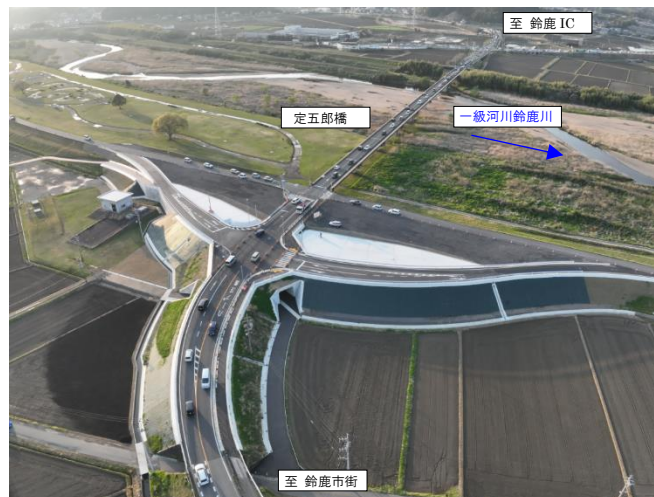
国道 368 号（伊賀名張拡幅）



県道 桑名大安線（桑部橋）



県道 鈴鹿環状線（磯山バイパス）



県道 神戸長沢線（定五郎橋南詰）



県道 津関線（古厩交差点）



県道 蓮峡線（七日市）

道路の防災対策

1 現状

災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災するおそれのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所があり、これらの箇所の対策が求められています。

2 取組方針

災害発生時の輸送機能を確保するため、緊急輸送道路における橋の落橋防止や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ防止対策および車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を広げる対策に取り組めます。

3 令和7年度の主な取組

緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き緊急輸送機能を確保するための対策を進めます。

令和7年度に実施する主な箇所は以下のとおりです。

○橋の落橋防止や倒壊対策

国道 163 号（新長田橋）	
国道 166 号（新赤桶橋）	〔令和7年度完成予定〕
国道 311 号（西の谷橋）	〔令和8年度完成予定〕
国道 365 号（黄金大橋）	
県道 松阪久居線（須賀瀬大橋）	〔令和7年度完成予定〕
県道 鳥羽松阪線（度会橋）	
県道 四日市菰野大安線（新八風橋）	
県道 三行庄野線（汲川原橋）	

○洪水で橋が流されない対策

国道 311 号（古川橋）	
県道 伊勢磯部線（恵利原橋）	〔令和7年度完成予定〕

○道路の土砂崩れ防止対策

国道 166 号（栃谷）	〔令和7年度完成予定〕
国道 422 号（栗谷）	〔令和7年度完成予定〕
国道 260 号（錦）	〔令和7年度完成予定〕
国道 163 号（寺田～千戸）	〔令和7年度完成予定〕
県道 賀田港中山線（賀田）	〔令和7年度完成予定〕

○すれ違い困難箇所の道幅を広げる対策

国道 166 号（富永）

国道 260 号（東宮河内）

国道 368 号（上長瀬）

国道 368 号（下太郎生）

国道 368 号（奥立川）

国道 368 号（仁柿峠バイパス）

県道 木曽岬弥富停車場線（三崎）

県道 木曽岬弥富停車場線（西対海地）

〔令和 9 年度完成予定〕

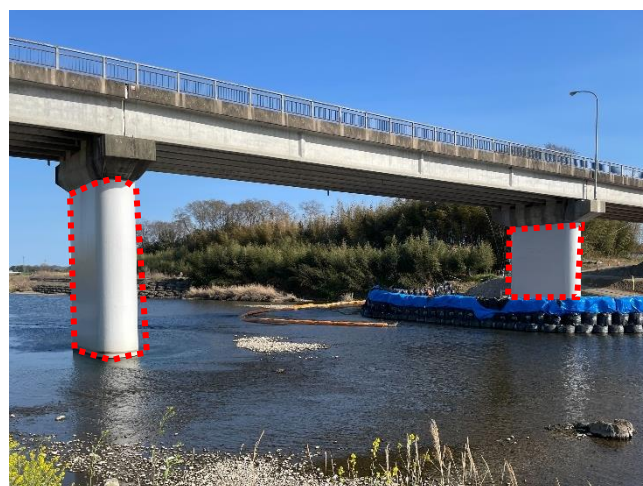
〔令和 10 年度完成予定〕

○令和 7 年度の完成を予定している主な箇所

〔橋の落橋防止や倒壊対策〕



国道 166 号（新赤桶橋）



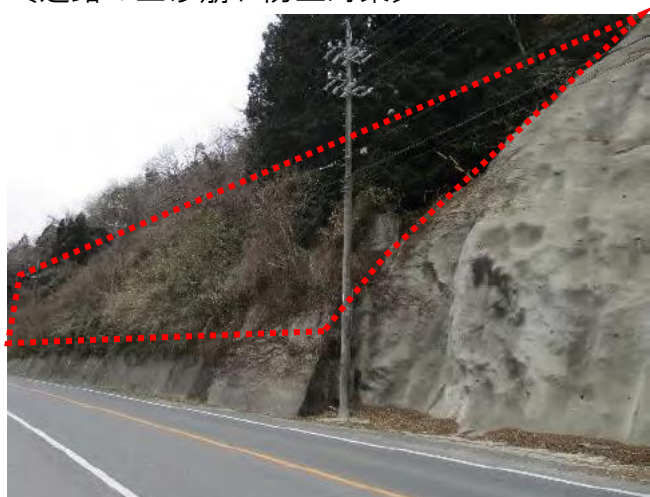
県道松阪久居線（須賀瀬大橋）

〔洪水で橋が流されない対策〕



県道伊勢磯部線（恵利原橋）

〔道路の土砂崩れ防止対策〕



国道 163 号（寺田～千戸）



国道 166 号（栃谷）



国道 260 号（錦）



国道 422 号（栗谷）



県道 賀田港中山線（賀田）

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路における交通安全対策

平成25年から道路管理者、警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しています。

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

国土交通省では、幹線道路において死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定しています。

令和4年3月に第5次社会資本整備重点計画において、第5次事故危険箇所（県管理35箇所）が指定され、令和6年度末までに35箇所すべての対策が完了しました。

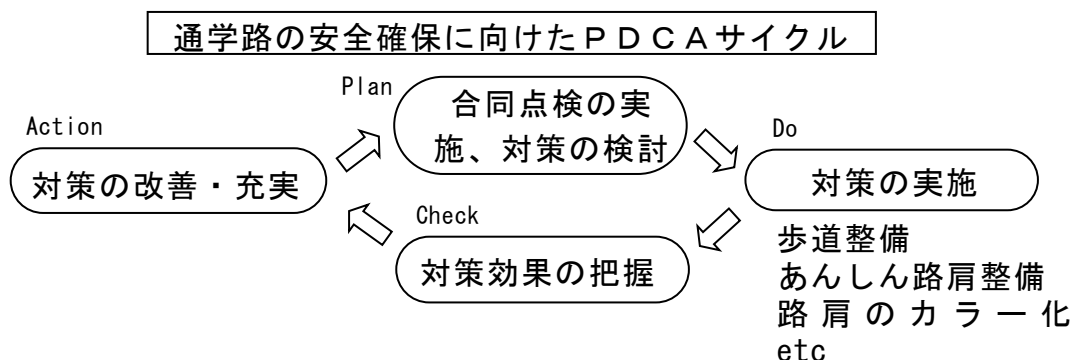
(3) 区画線の引き直し

- ・区画線について、平成29年度に剥離度に関する調査を実施し、剥離度Ⅳ（極めて剥離が進んだ区画線）と剥離度Ⅲ（剥離が進んだ区画線）の引き直しを平成30年度から重点的に進め、令和3年度末に完了しました。
- ・令和3年度の調査結果に基づき、令和4年度より早期の剥離度Ⅱ以内の定常化をめざし、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進めています。
- ・路面標示についての検討・調整等を行うことを目的として、直轄国道事務所、警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を令和2年度に設立し、国、警察、県の三者が連携した同時施工、高耐久性塗料による試験施工及びモニタリング調査等を行っています。

2 取組方針

(1) 通学路における交通安全対策

「通学路交通安全プログラム」に基づくPDCAサイクル（合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）により、関係者とともに取組を推進します。



(2) 事故危険箇所における交通安全対策

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、警察と協議した対策内容等の取組を進め、令和6年度で対策が完了しました。

(3) 区画線の引き直し

- ・新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進め、早期の剥離度Ⅱ以内の定常化をめざします。
- ・「三重県内道路路面標示連絡調整会議」において、国、警察、県の同時施工や区画線の耐久性向上に向けたモニタリング調査等の連携した取組を進めます。

3 令和7年度の主な取組

(1) 通学路における交通安全対策

「通学路交通安全プログラム」に基づき、16箇所です道整備等を実施します。

令和7年度完成予定箇所

- ・県道松阪一志線（松阪市大阿坂町）
- ・県道伊勢南島線（度会町南中村）
- ・県道南勢磯部線（志摩市磯部町山原）

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

事業期間を令和3年度から令和7年度までとして指定を受けた第5次事故危険箇所の対策を令和6年度までにすべて完了したことから、令和8年度から始まる第6次事故危険箇所の指定までの間、地域要望等を踏まえ、潜在的事故危険箇所の対策を進めます。

(3) 区画線の引き直し

- ・早期の剥離度Ⅱ以内の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを着実に進めます。
- ・国、警察、県の同時施工に向けた協議調整を進めるとともに、市町への連携拡大等について検討を進めます。
- ・区画線の耐久性向上に向けたモニタリング調査を継続するとともに、劣化が確認された場合は、劣化要因、劣化速度等の分析を進めます。

○令和6年度に完成した主な箇所

(1) 通学路における交通安全対策

【県道鵜殿熊野線 紀宝町】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態



対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業により歩行空間を確保

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

【県道鳥羽松阪線 伊勢市】

対策前



交差点付近の事故危険箇所で、通行車両同士が追突する恐れがある危険な状態



対策後



車両通行の安全確保を図るため、路面標示により通行車両へ注意喚起

(3) 区画線の引き直し

【県道上海老茂福線 四日市市】

実施前



センターライン・外側線が消えており、車両通行が危険な状態



実施後



車両通行の安全確保を図るため、区画線の引き直しを実施

道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (R 6. 4. 1 現在)

種 別	路線数	実 延 長 (km)
国道 (県管理)	20	794. 3
県道	303	2, 644. 1
国道・県道計	323	3, 438. 4

主要な道路施設の内訳 (R 7. 3. 31現在)

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シート [※]	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4, 194	128	105	22	45	20

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行できるよう、道路パトロールや道路施設の定期点検等により現況を把握するとともに、維持管理に係る対策の内容を、予防管理、対処管理、日常管理などに応じて、適切な維持管理に取り組みます。

3 令和7年度の主な取組

(1) 定期点検 (1 回／5 年) の実施

橋梁 828 橋、横断歩道橋 1 橋、大型カルバート 42 基

(2) 定期点検結果に基づく修繕

過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁 146 橋、トンネル 50 本、横断歩道橋 6 橋、シェッド 4 基

(3) 市町職員への技術的サポート

三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員への技術的サポート

(4) 住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会等への業務委託により、住民参加の維持管理活動を支援しています。道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業では、令和7年度から熱中症特約を傷害保険に追加して制度改善を行っています。住民の方により広く参加していただけるよう、関係団体への制度の普及啓発にも一層取り組んでいきます。

また、道路美化ボランティア団体への消耗品提供等のための資金を提供いただけるサポーター企業、団体を募集する制度を令和6年度から開始しており、さら

なる住民参加による維持管理制度の広がりを図っていきます。

花植え活動を通じて地域の絆を紡いでいく「みえ花と絆のプロジェクト」を、令和6年度は「三重県花とみどりの日」（4月18日）や「三重県街路樹の日」（11月11日）の関連イベントとして、本庁及び10建設事務所が17箇所で実施しました。令和7年度も各事務所で継続して実施していきます。

（５）財源確保の推進

歩道橋ネーミングライツは令和7年3月末現在で21件の契約があり、引き続き募集を継続していきます。

ふるさと納税制度を活用した地域の道美化事業募金についても、一層の周知を図ります。

（６）道路陥没事案への対応

埼玉県八潮市の事案を踏まえ道路占有者と点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組状況の共有などを行うため三重県地下占有物連絡会議を設置します。

●橋梁修繕 定期点検結果を踏まえた対策事例 ししょう 支承の修繕



支承の腐食



支承の交換⇒健全性を回復

●市町職員への技術的サポート事例 実務者意見交換会



インフラメンテナンスに関する情報共有



橋梁DIY補修研修会

●みえ花と絆のプロジェクト



北勢多度線（桑名）



四日市多度線（四日市）



津停車場西線（津）



相鹿瀬大台線（松阪）



国道 260 号（志摩）



国道 422 号（伊賀）



三戸紀伊長島停車場線（尾鷲）



上市木市木停車場線（熊野）



津関線（本庁）



三行庄野線（鈴鹿）



伊勢多気線（伊勢）

●歩道橋ネーミングライツ（令和7年3月末現在：21件）

- ・桑名市 益生歩道橋：「建設業協会桑員支部歩道橋」
- ・鈴鹿市 平田駅前歩道橋：「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」
- ・鈴鹿市 三日市歩道橋：「トラック輸送 倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ」
- ・四日市市 浜旭歩道橋：「エムシーパートナーズ歩道橋」
- ・四日市市 いかるが歩道橋：「富ーコンクリート（株）1号歩道橋」
- ・松阪市 宮町横断歩道橋：「株式会社エコクリーン2号歩道橋」
- ・松阪市 大平尾歩道橋：「株式会社エコクリーン3号歩道橋」
- ・四日市市 蔵町歩道橋：「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」
- ・鈴鹿市 保育園前歩道橋：「かきくけコーポレーションはひふへ歩道橋」
- ・松阪市 鎌田横断歩道橋：「総合物流業三重海運株式会社歩道橋」
- ・津市 島崎歩道橋：「ニットケン ブリッジ 1号」
- ・津市 乙部歩道橋：「ニットケン ブリッジ 2号」
- ・四日市市 貝家町歩道橋：「管工事（株）兼成工業本社・第一歩道橋」
- ・津市 高茶屋歩道橋：「プロジェクト品川 ブリッジ 1号」
- ・津市 インター横歩道橋：「プロジェクト品川 ブリッジ 2号」
- ・鈴鹿市 須賀歩道橋：「株式会社旺輝グループブリッジ」
- ・四日市市 七つ屋町歩道橋：「管工事 株式会社 兼成工業 歩道橋」
- ・いなべ市 片樋歩道橋
：「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ 2」
- ・四日市市 曙町歩道橋
：「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ 3」
- ・伊勢市 江横断歩道橋：「伊勢シーパラダイス・めおと横丁歩道橋」
- ・四日市市 医療センター前歩道橋
：「造園・ガーデニングの会社 椿緑化（株）ブリッジ」



え 江横断歩道橋
「伊勢シーパラダイス・めおと横丁歩道橋」
（伊勢市）



いりょうせんたーまえ 医療センター前歩道橋
「造園・ガーデニングの会社 椿緑化（株）
ブリッジ」（四日市市）

流域治水の推進

1 現状

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたるあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

2 取組方針

河川区域と集水域だけではなく、氾濫域も含めて流域として捉え、次の3対策について、ハード・ソフト一体で多層的に進めます。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



3 流域治水プロジェクトの推進体制

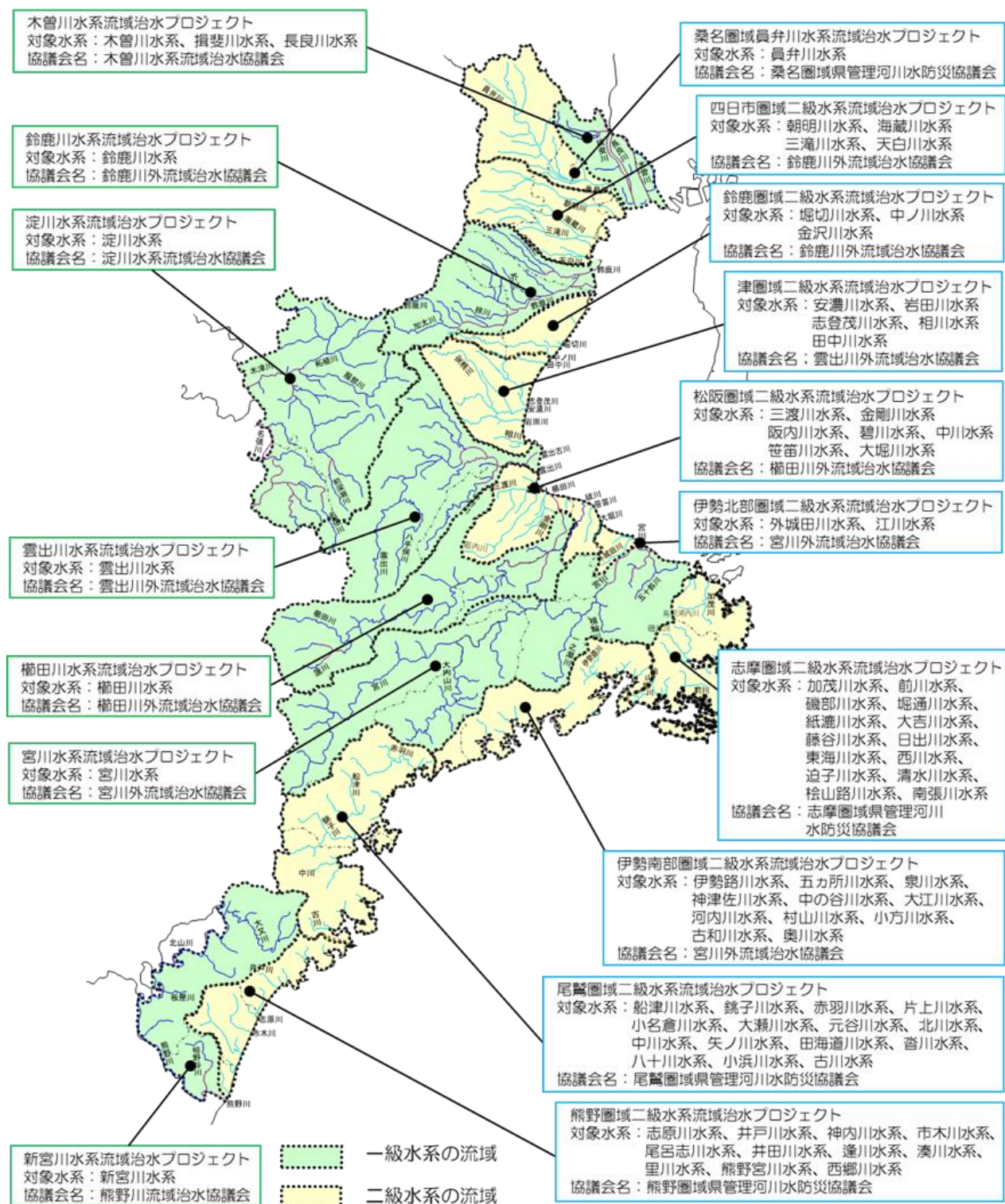
流域全体で取り組む治水対策の全体像を県民に示すため、河川管理者や流域市町等で構成する流域治水協議会において「流域治水プロジェクト」を策定しました。

「流域治水プロジェクト」は、国、県が管理する一級水系7水系と、県が管理する二級水系73水系を10圏域に取りまとめて策定・公表しました。

《流域治水協議会のイメージ》



《県内の流域治水プロジェクトの流域及び圏域》



※流域・圏域毎の流域治水プロジェクトは以下のHPで公開しています。

・ <https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm>

4 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大規模化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダム建設等、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に活用し、集中的に河川整備を進めるとともに既存ダムの事前放流など「流域治水」の取組を進めていきます。

②令和7年度の主な取組

三滝新川（四日市市）、木津川（伊賀市）など18河川で河川改修事業を実施するとともに鳥羽河内川（鳥羽市）では令和10年度の完成をめざし鳥羽河内ダム建設事業を実施します。

また、江川排水機場（伊勢市）など10河川で長寿命化計画に基づく延命化対策を実施します。

(2) 地震・高潮対策

①事業目的と取組方針

大規模地震や高潮等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防、大型水門の地震・高潮対策を進めます。

②令和7年度の主な取組

鍋田川（木曽岬町）など4河川で河川堤防・河口部の大型水門等の耐震対策を実施します。

(3) 河川堆積土砂撤去等

①事業目的と取組方針

河川の流下能力を早期に回復させ、洪水時の被害を軽減するために、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めています。

実施にあたっては、関係市町と市町管理区間を含めた河川全体の情報共有により実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。

撤去した土砂については、公共事業への活用や市町など地域の協力も得ながら残土処分地を確保します。

また、民間による砂利採取を活用し、河川全体の堆積土砂量の縮減に取り組んでいます。

さらに、砂防えん堤の堆積土砂撤去や治山部局とも連携しながら、河川内への土砂堆積の抑制に向けた取組も進めます。

②令和7年度の主な取組

約49万 m^3 （予定）の堆積土砂撤去を進めるとともに、民間による砂利採取においては、引き続きヨシ草や表土の撤去、仮置き採取などの促進策の運用を行い、堆積量の縮減を図ります。

(4) 直轄河川改修事業

①事業目的と取組方針

国が管理する一級水系において直轄事業として浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備や耐震対策等、河川施設の整備を進めています。

また、特定都市河川に指定された河川については、早期に治水安全度を向上するため、流域治水整備事業により、計画的・集中的に河川整備を進めます。

②令和7年度の主な取組

中部地方整備局管内で鈴鹿川など5水系5河川、近畿地方整備局管内で熊野川など2水系3河川で河川改修事業を実施します。

また、令和4年度に特定都市河川に指定し、令和6年度に流域水害対策計画が策定された、雲出川水系の中村川・波瀬川については、流域治水整備事業により、築堤護岸、河道掘削等の河川整備を実施します。

(5) 特定都市河川

①目的と取組方針

市街化の進展や自然的条件等により浸水被害の軽減が困難な河川について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に向けた取組を進めています。

②令和7年度の主な取組

令和4年度に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定した、雲出川水系の中村川・波瀬川・赤川ほか6河川において、令和6年度に策定された流域水害対策計画に基づき、河川管理者と流域市町などの関係者が協働して流域水害対策を推進します。

また、赤川については令和7年度から特定都市河川浸水被害対策推進事業により、築堤護岸、河道掘削等の河川整備を実施します。

さらに、特定都市河川流域の指定に伴い、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける、雨水浸透阻害行為の許可制度の適切な運用に努めます。

5 洪水被害などの軽減、早期復旧のための対策

(1) 危機管理体制の強化

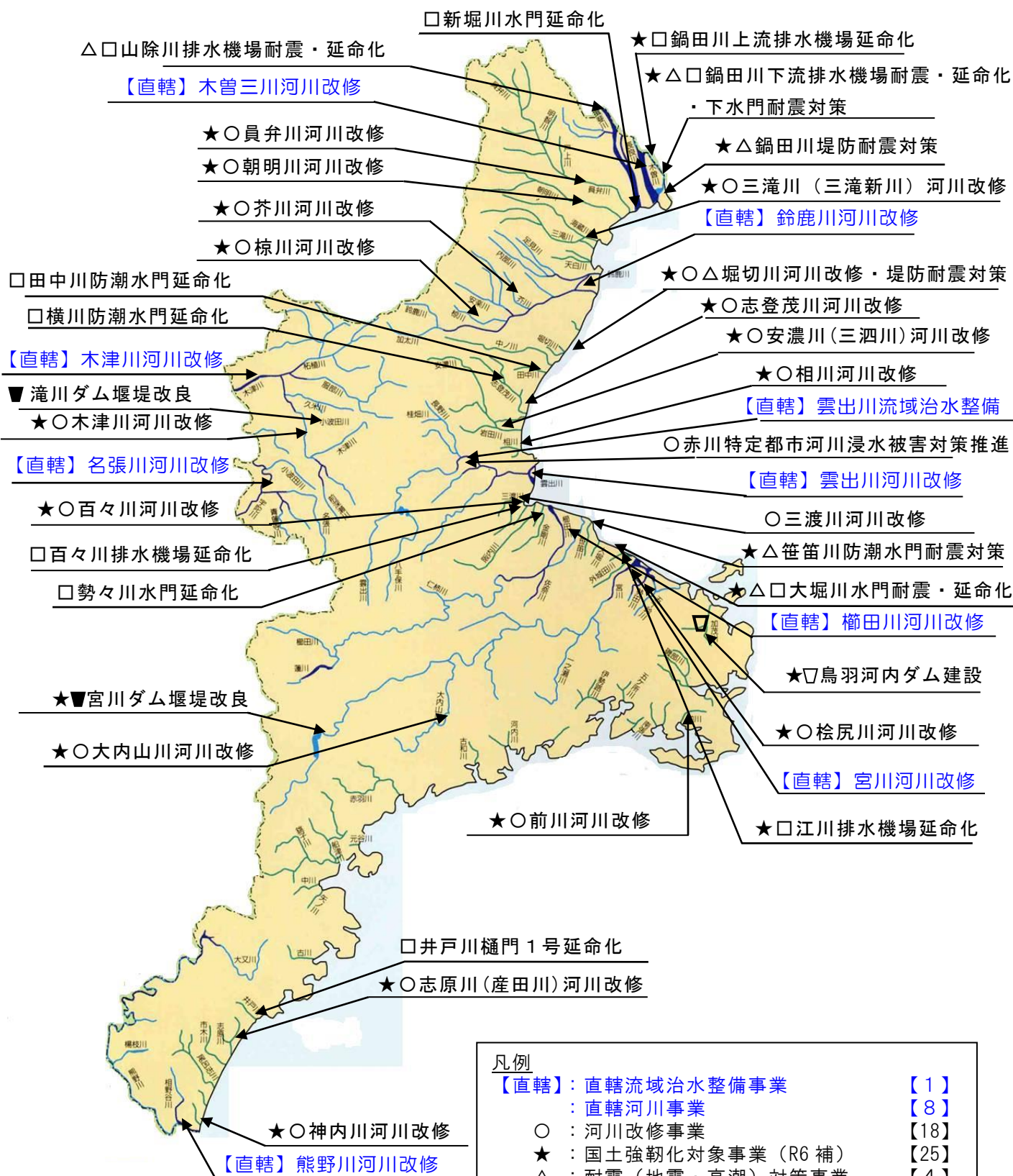
①事業目的と取組方針

河川DX中期計画に基づき、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を進めるとともに、水位・雨量情報システムの適切な維持管理を行い、住民の避難に資する水位・雨量等の情報を発信しています。

②令和7年度の主な取組

特に水防活動上重要な箇所において、水位計と河川監視カメラ両方を設置し、河川観測体制の強化に取り組みます。

令和7年度 主な河川改修事業の予定



【三滝新川】 流下能力向上のための河川改修
（四日市市本郷町）



【産田川】 流下能力向上のための河川改修
（熊野市有馬町）



【相川】大型構造物の改築
（津市高茶屋小森上野町）



【鍋田川】堤防の耐震対策
（桑名郡木曽岬町源緑輪中）



【長野川】 堆積土砂撤去（津市庄田町）



【鳥羽河内川】 鳥羽河内ダム（鳥羽市河内町）



土砂災害対策の推進

1 現状

県内の土砂災害警戒区域は、約 1 万 6000 箇所を数え県土面積の 6 割超を山地が占め、多くの県民は豪雨などによる土砂災害と隣り合わせで生活しています。また、土砂災害防止施設の整備率が依然として低い状態にあることから、土砂災害防止施設の整備が求められています。

2 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業^{※1}、急傾斜地崩壊対策事業^{※2}により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所で重点的に取り組みます。

特に、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を活用し、人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設等の砂防関係施設の整備、老朽化対策を推進します。また、経年的に堆積した砂防えん堤の土砂撤去についても計画的に実施します。

一方、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定は完了しましたが、開発等の地形改変などにより状況の変化があった箇所を抽出し 2 巡目の基礎調査に引き続き取り組みます。また、土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災のため、土砂・洪水氾濫対策に取り組みます。

※1 通常砂防事業：砂防えん堤工、溪流保全工など

※2 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、擁壁工など

3 令和 7 年度の主な取組

取組	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、 地すべり対策事業	73 箇所 (砂防:60 箇所 急傾斜:12 箇所 地すべり:1 箇所) 八島川(鈴鹿市)、川上2地区(度会町)、 上野地区(伊勢市)など
うち、要配慮者利用施設および避難所 を保全する事業	42 箇所 ＜要配慮者利用施設 ^{※3} を保全する事業＞ 六ヶ谷(度会町)、林ノ谷東(尾鷲市)など ＜避難所を保全する事業＞ 八島川(鈴鹿市)、神野谷川(松阪市)など
(老朽化対策) 砂防メンテナンス事業	36 箇所 田光川(菰野町)、安楽川(亀山市)など
緊急浚渫推進事業	24 箇所 小滝川(いなべ市)、木梶川(松阪市)など
基礎調査	引き続き、2 巡目の基礎調査に取り組みます。
土砂・洪水氾濫対策	雲出川・宮川・櫛田川圏域(松阪建設)、 宮川圏域(伊勢建設)

※3 要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など

4 令和6年度完成箇所

●通常砂防事業（名柄川支川1：尾鷲市）



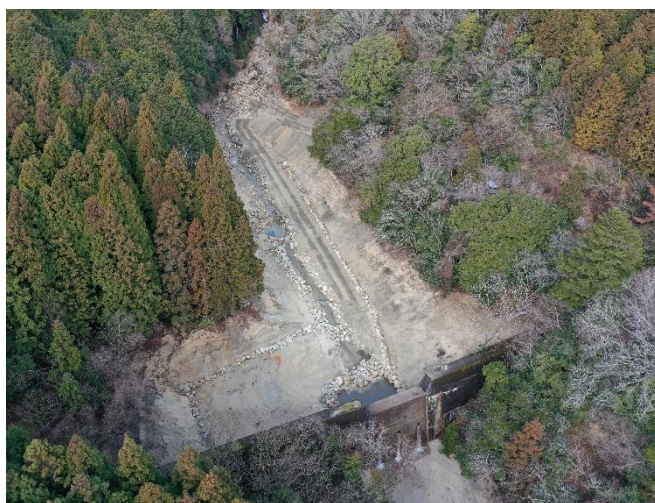
●通常砂防事業（雨東谷：熊野市）



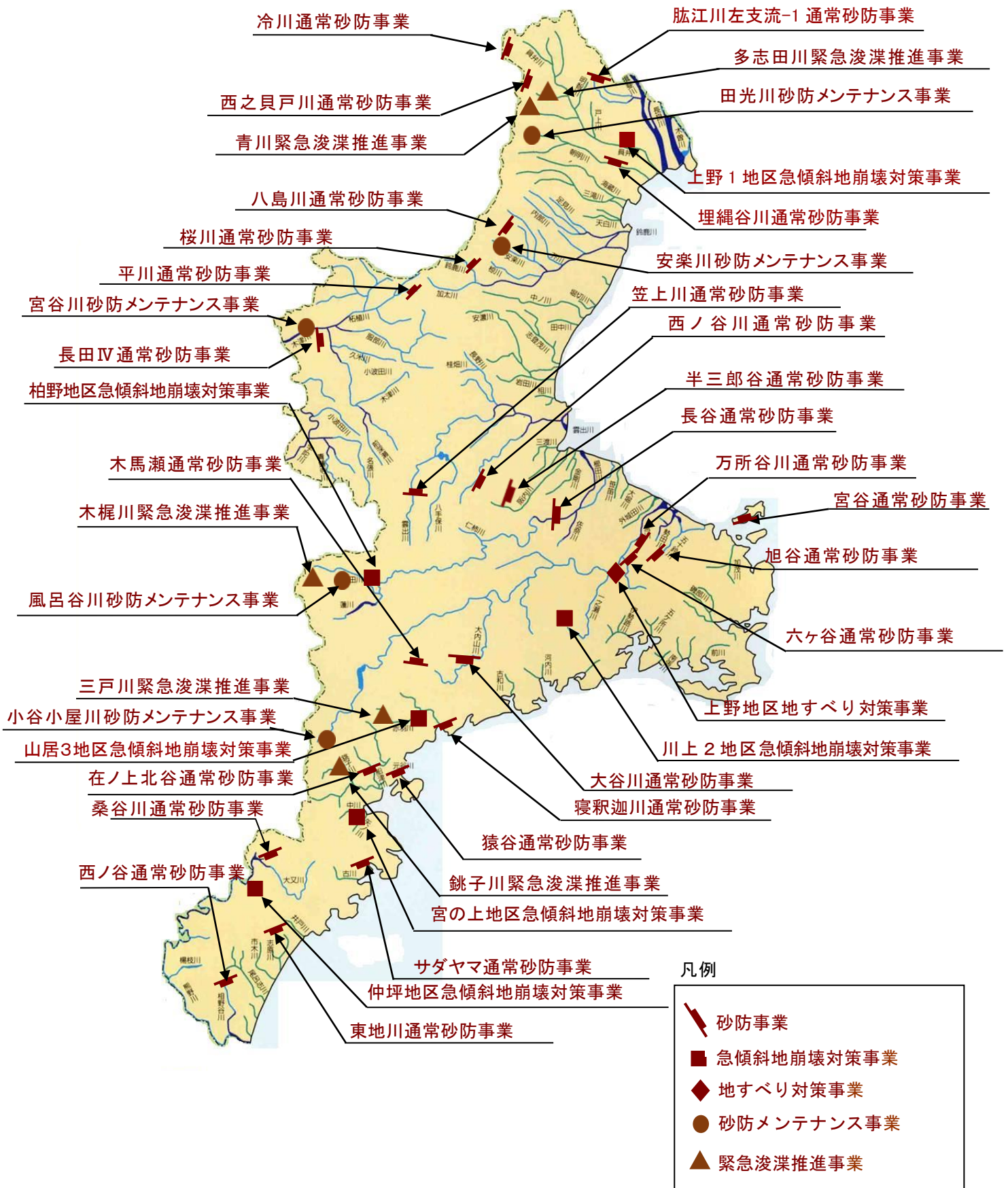
●砂防メンテナンス事業（鈴鹿川床固工：亀山市）



●緊急浚渫推進事業（焼合川砂防えん堤：菰野町）



令和7年度県の主な砂防事業の予定



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 現状

- ・ 本県には国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港、合計20港があり、国際拠点港湾である四日市港を除く19港を管理しています。
- ・ 港湾施設の多くが建設後相当な年数を経過しており老朽化が進んでいます。
- ・ 大規模地震発生時の防災拠点に位置付けられた県管理港湾7港で耐震強化岸壁を整備しています。

(2) 取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保する必要があります。
- ・ 港湾の脱炭素化、港湾活用による地域産業や観光の活性化に取り組むとともに、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や岸壁などの耐震対策に取り組みます。

(3) 令和7年度の主な取組

- ・ 三重県港湾みらい共創本部
- ・ 施設更新：宇治山田港（大湊地区）の防波堤改良
- ・ 耐震対策：鳥羽港（中之郷地区）の岸壁補強

港湾事業 耐震対策・・・鳥羽港（中之郷地区）（鳥羽市鳥羽3丁目）



耐震対策

耐震強化岸壁である中之郷岸壁（S59 整備）の耐震性能を現行基準に向上させるため、改良工事を行う。

2 海岸事業

(1) 現状

- ・ 本県の海岸線は1,083k mあり、約309k mを管理しています。
- ・ 昭和34年の伊勢湾台風時の水害などに代表される高潮災害や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震による津波災害に対し、住民の安全・安心を図る必要があります。
- ・ このため、海岸保全施設の整備を着実に進め、避難体制の充実を図ります。

(2) 取組方針

(施設整備)

- ・ 津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、令和7年度も防災・減災、国土強靱化対策の予算等を活用し、海岸堤防等の整備に取り組みます。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り組みます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。

県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。

県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする津波対策（海岸堤防強靱化対策）を重点的に実施します。

(住民避難)

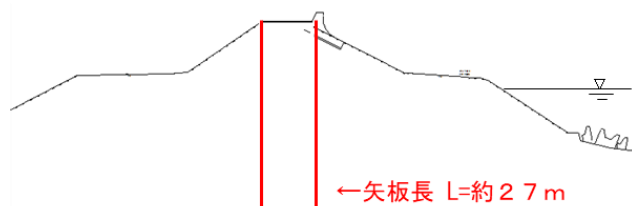
- ・ 水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、令和4年度に伊勢湾沿岸、令和6年度に熊野灘沿岸の高潮浸水想定区域の指定を行いました。
- ・ 伊勢湾沿岸の関係市町については、高潮ハザードマップの作成が済んでいますが、熊野灘沿岸の関係市町は、未作成のため、防災担当者会議等の場において高潮ハザードマップの早期作成・配布を促していきます。

(3) 令和7年度の主な取組

(施設整備)

- ・ 地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など6箇所
- ・ 高潮対策(侵食対策)：上野・白塚・千里地区海岸、千代崎港原永地区海岸など14箇所
- ・ 津波対策(海岸堤防強靱化対策)：長島港海岸、相賀浦地区海岸など6箇所
(各対策には、重複する箇所があります。)

海岸事業 地震対策・・・城南第一地区海岸（桑名市福岡町）



地震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が崩壊しないよう二重に鋼矢板を打設し堤防を補強する。

高潮・侵食対策・・・宇治山田港海岸（伊勢市二見町）



侵食対策

養浜により来襲波の勢力を弱め、災害を防止、軽減する。



整備効果（平成 21 年 10 月台風 18 号）

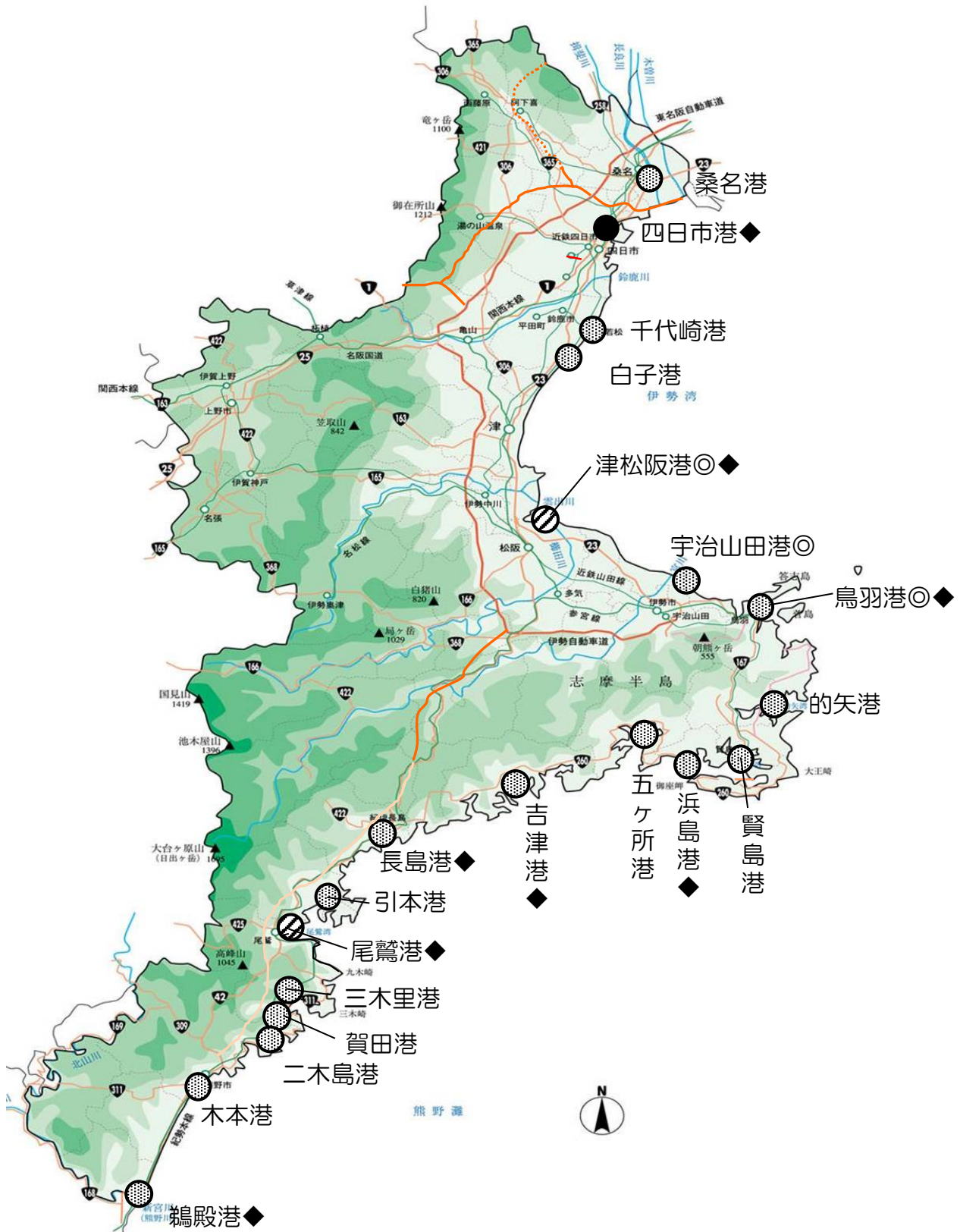
津波対策・・・長島港海岸（北牟婁郡紀北町長島）



津波対策

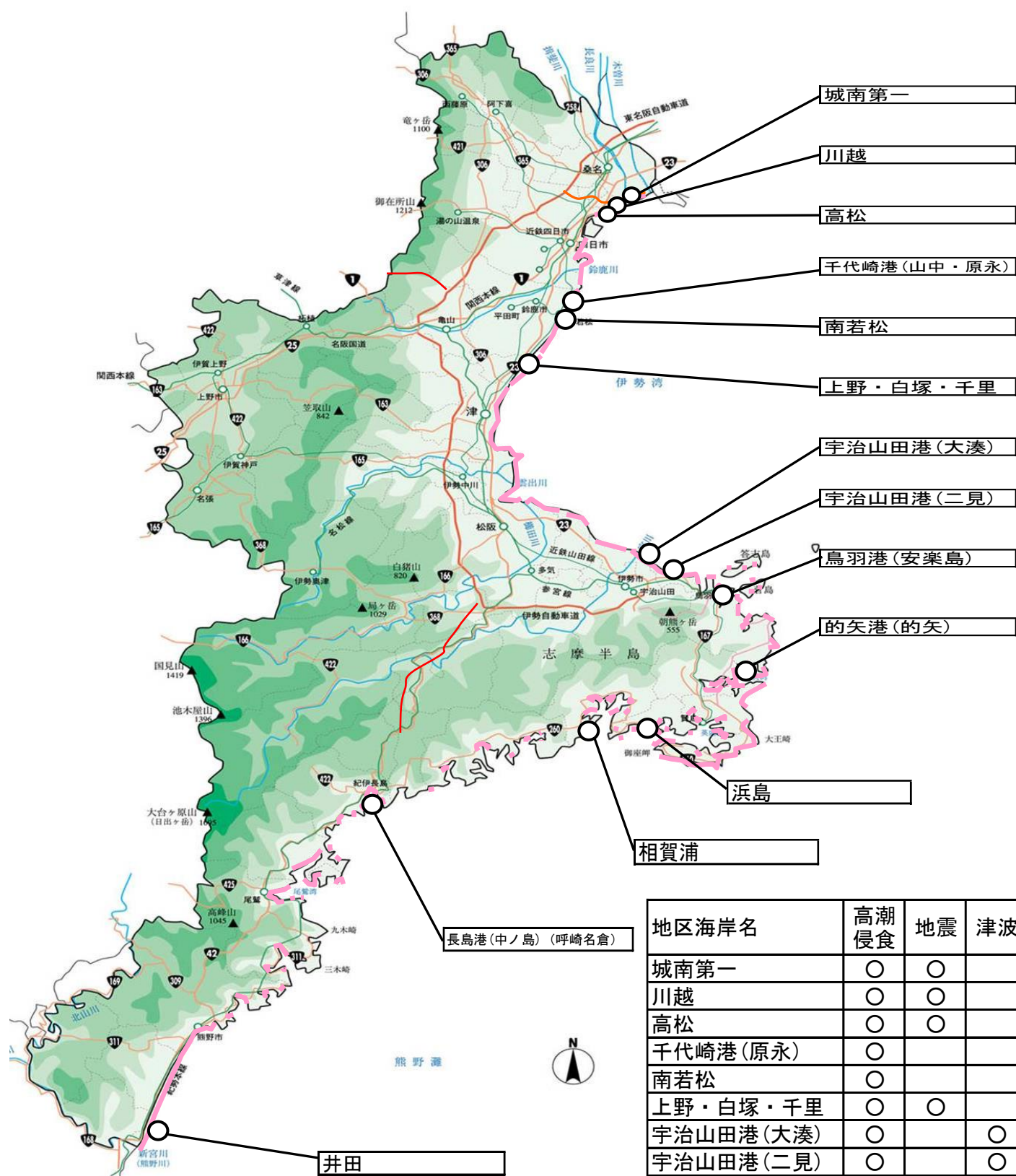
津波に対して粘り強い構造とすることで、被害を軽減する。

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾（1）
- ◐ 重要港湾（2）
- ◑ 地方港湾（17）
- ◎ 令和7年度事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】(R7年度 高潮等対策事業 実施箇所)



地区海岸名	高潮 侵食	地震	津波
城南第一	○	○	
川越	○	○	
高松	○	○	
千代崎港(原永)	○		
南若松	○		
上野・白塚・千里	○	○	
宇治山田港(大湊)	○		○
宇治山田港(二見)	○		○
鳥羽港(安楽島)	○		○
的矢港(的矢)	○	○	○
浜島	○		
相賀浦	○	○	○
長島港(中ノ島)(呼崎名倉)	○		○
井田	○		
箇所数	14	6	6

災害への対応強化

1 迅速な災害復旧への取組

(1) 災害復旧の早期完成

①現状

令和6年は、8月の台風10号等により61箇所の災害が発生し、4箇所完成しました。(未完成57件のうち55箇所は契約済み)

また、令和3年から令和5年に発生した災害では、未完成が8箇所あります。

②取組方針(令和7年度取組)

未完成箇所の早期完成に努めます。

(未完成箇所65箇所のうち62箇所は令和7年度完成予定)

(2) デジタル技術の活用

①現状

災害査定に向けた調査等の安全性向上、効率化に資するため、国土交通省から令和5年7月に発出された「災害復旧事業におけるデジタル活用技術の手引き(案)」に基づき、ドローン・360度カメラによる撮影や3次元点群データなどのデジタル技術の活用を進めています。

②取組方針(令和7年度取組)

引き続き、デジタル技術を活用し、安全性向上、効率化を図ります。

2 災害対応力向上への取組

(1) 水防業務の改善

①現状

三重県水防計画に基づき、県内に気象に関する予警報が発表された場合、県庁(水防本部)や建設事務所(水防支部)は水防待機を行い、市町が避難措置を発令する判断根拠となる河川水位や雨量等の監視及び情報伝達等を行っています。

②取組方針(令和7年度取組)

水防業務の改善・効率化を図るシステムの開発を行います。

水防備蓄資器材の補充等を行い、水防活動に備えます。

(2) インフラ危機管理体制の強化

①現状

南海トラフ地震などの大規模災害を想定した総合図上訓練や道路啓開訓練を実施しています。

浸水被害に迅速に対応するため、排水ポンプ車を県尾鷲庁舎に配備しています。

②取組方針(令和7年度取組)

排水ポンプ車を伊勢庁舎に追加配備します。(令和7年12月予定)

また、令和5年度に配備した排水ポンプ車の操作訓練や実動訓練の積み重ねにより、インフラ危機管理体制の強化に取り組めます。

【迅速な災害復旧への対応】

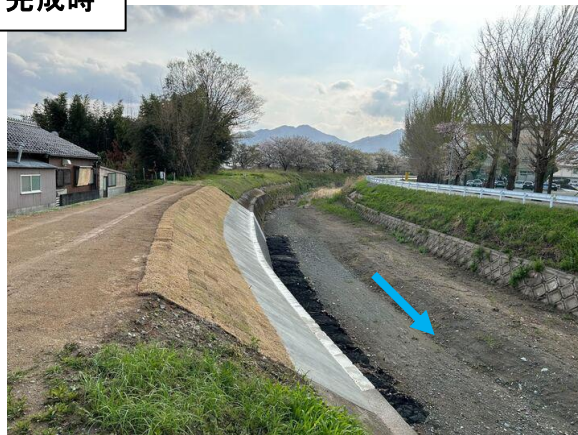
【災害復旧事業】

二級河川堀坂川（松阪市田牧町地内）

被災時



完成時



【デジタル技術の活用】

ドローンによる撮影



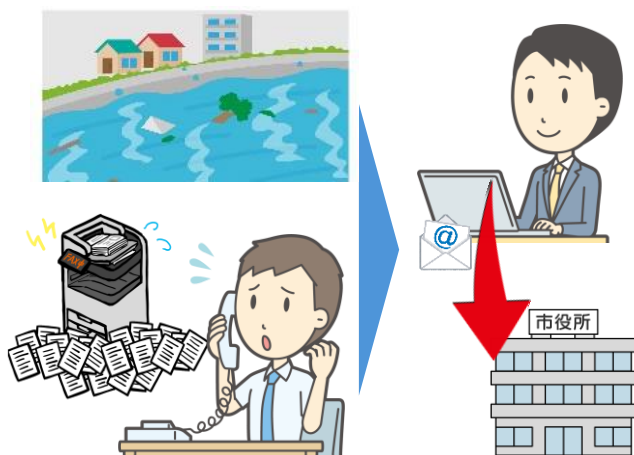
3次元点群データの活用



【災害対応力向上への取組】

【水防業務の改善】

FAXによる伝達から電子メールによる伝達が可能となるシステムの開発



【インフラ危機管理体制の強化】

国県市町と建設企業が連携した道路啓開訓練



都市政策の推進

1 都市計画について

(1) 現状（参考：図1）

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、必要となる都市計画の決定、変更を行っています。

(2) 取組方針

令和2年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、コンパクトで賑わいのある災害に強いまちづくりを推進するため、市町の立地適正化計画策定やコンパクトなまちづくりに資する関連事業を支援するとともに、次期都市計画区域マスタープラン策定に着手します。

(3) 令和7年度の主な取組

都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の決定、変更(用途地域変更、地区計画策定、都市施設決定等)を進めるとともに、都市計画区域マスタープランの内容が、各市町が策定する市町マスタープランに反映されるよう支援します。

また、立地適正化計画策定に着手している市町が増えていることから、計画づくりについての助言を行うとともに、未着手の市町には情報提供や個別懇談等を通して、働きかけを行います。

令和6年1月に発生した能登半島地震により、これまで以上に災害に強いまちづくりが求められていることから、発災後速やかに復興まちづくりに着手できるよう市町担当者を対象とした復興事前準備研修を実施します。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

・街路事業について（参考：図2）

地震や台風等の自然災害による電柱倒壊リスクに備え、影響の大きい市街地内の緊急輸送道路における無電柱化に取り組んでいます。

市街地における通学路等の安全対策や渋滞対策などの都市内交通の円滑化を図るため街路の整備に取り組んでいます。

・都市公園について（参考：図3）

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

(2) 取組方針

・街路事業について

緊急輸送道路の無電柱化、通学路等の安全対策や渋滞対策など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に配慮しつつ利用促進に努めます。

(3) 令和7年度の主な取組

・街路事業について（国補・交付金事業）

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

（都）外宮常磐線（伊勢市）

（都）本町宮川堤線（伊勢市）

（都）御幸道路（伊勢市）

（都）尾鷲港新田線（尾鷲市）

○通学路の安全対策、渋滞対策に係る事業

（都）桑部播磨線（桑名市）

（都）野町国府線（鈴鹿市）

（都）津海岸御殿場線（津市）

・都市公園について

子どもの遊び場や子育て世帯の交流の拠点としての役割とともに防災機能も担う都市公園の整備・運営管理や、安全・安心を確保する老朽化対策等を推進します。

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に努めます。

3 景観づくり

(1) 現状

三重県景観計画及び熊野川流域景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

(2) 取組方針

景観法や三重県屋外広告物条例に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・指導を行います。地域が主体となる良好な景観の形成に向けて、市町に対する助言や情報提供、県民に対する啓発を行います。

(3) 令和7年度の主な取組

景観法に基づく建築物の建築・工作物の建設に係る届出の受理に当たり、助言・指導を行い、地域の実情に応じた良好な景観形成を推進します。

市町の景観行政団体への移行に向け、景観アドバイザーの派遣や研修など啓発・支援を行います。

三重県屋外広告物条例に基づいて屋外広告物の設置・表示に当たり、審査、許可、指導等を行うとともに、無許可などの違反広告物の是正、除却等を行います。

屋外広告物の安全点検・維持管理の重要性について、引き続き啓発を実施していきます。

図1 都市計画区域図

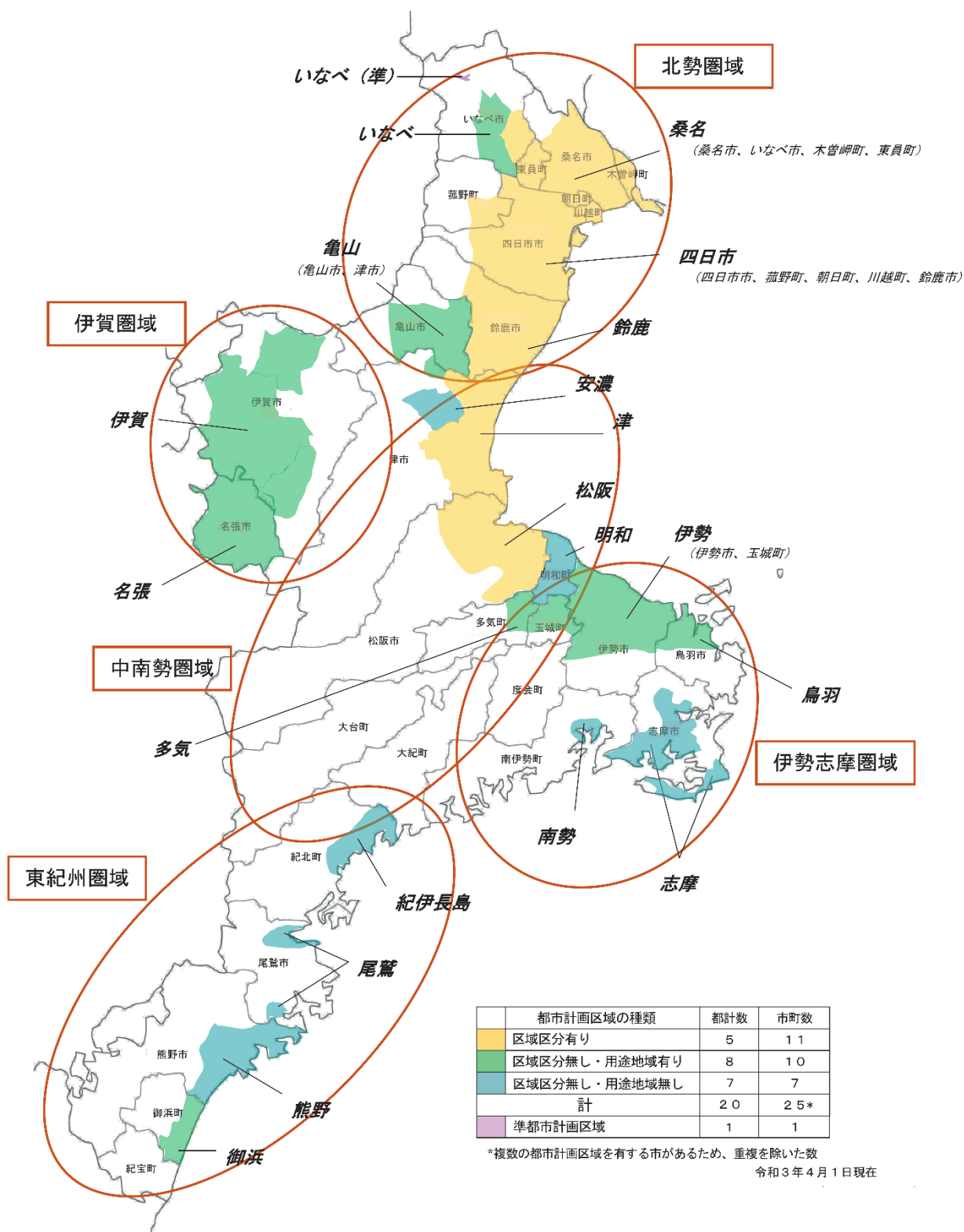
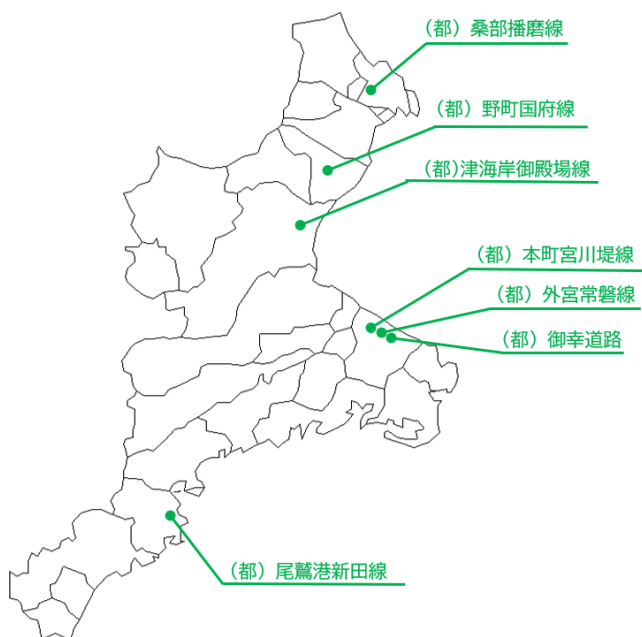


図2 街路事業箇所図



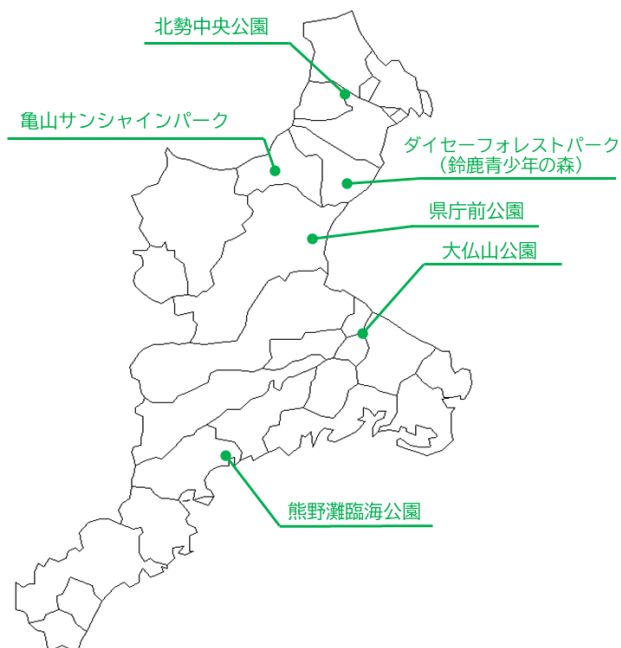
(都) 野町国府線 (鈴鹿市)
〔通学路の安全対策に係る事業〕



(都) 外宮常磐線 (伊勢市)
〔緊急輸送道路の無電柱化に係る事業〕



図3 都市公園箇所図



北勢中央公園
(いなべ市、四日市市、
菰野町)



亀山サンシャインパーク
(亀山市)



熊野灘臨海公園 (紀北町)



下水道の整備

1 現状

- (1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています。（表－１）

下水道の整備は、市町が事業主体になって実施する公共下水道（23市町）と、県が広域的に実施する流域下水道（6処理区）において進めています。（表－２）

流域下水道では、関連市町による公共下水道の整備の進捗に合わせた幹線管渠の延伸や処理場施設の増設を進める未普及対策とともに、老朽化対策や地震対策、施設浸水対策、地球温暖化対策に取り組んでいます。

【表－１】生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の種別	普及率 R5末(%)	整備完了時 (%)
下水道	61.0	81.6
農業集落排水施設等	4.9	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	22.2	10.2
合計	89.6	100.0

【表－２】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

- (2) 計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和２年度から、三重県流域下水道事業に地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計を導入しました。

また、公営企業会計の導入と同時に、中長期的な経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を策定しました。経営戦略は策定から５年が経過し、これまでの成果や課題、社会情勢等の変化に対応させるため、令和７年３月改定を行いました。現在は、改定後の経営戦略に沿った取組を行っています。

2 取組方針

- (1) 未普及対策 関連市町による整備の進捗に合わせた流域下水道施設の建設を進め、下水道普及のニーズに応えます。
- 老朽化対策 ストックマネジメント計画に基づき、計画的に点検・調査を実施し、健全度をふまえた修繕や、施設の状態・使用年数に応じた改築・更新を行います。
- 地震対策 下水道システムの急所となる施設（幹線管路、ポンプ場及び処理場（揚水機能、沈殿機能、消毒機能））の耐震化を進めます。
- 施設浸水対策 津波や洪水による浸水被害が予測される施設について、開口部の閉塞などの津波対策や、止水板の設置などの洪水対策を進めます。
- 地球温暖化対策 電力使用に起因する温室効果ガス排出量を削減するため、下水処理場における太陽光発電設備の導入に向けた準備・調査を進めます。
- (2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適正に実施し、健全な事業運営に取り組みます。

3 令和7年度の主な取組

- (1) 施設整備
- ・ 未普及対策
 - ▷ 南部処理区：南部浄化センター第2期事業汚泥処理施設の整備
 - ▷ 宮川処理区：伊勢市、明和町地内で幹線管渠を延伸
 - ・ 老朽化対策
 - ▷ 北部処理区：北部浄化センター汚泥処理施設の更新
 - ▷ 松阪処理区：松阪浄化センター汚泥脱水機設備の更新
 - ▷ 幹線管路の「全国特別重点調査」「法定点検箇所の前倒し調査」の実施
 - ・ 地震対策
 - ▷ 北部処理区：四日市幹線人孔耐震補強工事
 - ▷ 雲出川左岸処理区：香良洲幹線耐震対策工事
 - ・ 施設浸水対策
 - ▷ 松阪処理区：井生・川口・山添ポンプ場耐水化工事
 - ▷ 宮川処理区：宮川浄化センタースクリーンポンプ棟津波対策工事
- (2) 健全な事業運営
- ・ 地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計処理及び固定資産管理を実施
 - ・ 「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

【未普及対策】



【老朽化対策】



【地震対策】



【施設浸水対策】



4 令和6年度決算見込みの概要

(1) 損益計算書（令和6年度決算見込み）

- ・損益計算書は、令和6年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、1年度間の経営成績を表しています。
- ・収益の主なものは営業収益であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る流域関連市町からの維持管理負担金収益等です。
- ・費用の主なものは営業費用であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る委託料や減価償却費等です。

(単位:百万円 税抜き)

	R5	R6	R6-R5	対前年度比 %
営業収益	5,661	6,281	620	111.0
営業費用	12,392	12,953	561	104.5
営業損益	△ 6,731	△ 6,672	59	99.1
営業外収益	7,443	7,415	△ 28	99.6
営業外費用	548	525	△ 23	95.8
経常損益	165	217	52	131.5
特別利益	—	—	—	—
特別損失	70	—	△ 70	—
純損益	95	217	122	228.4
前年度繰越利益剰余金等	551	638	87	115.8
当年度末処分利益剰余金	646	855	209	132.4

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(2) 貸借対照表（令和6年度決算見込み）

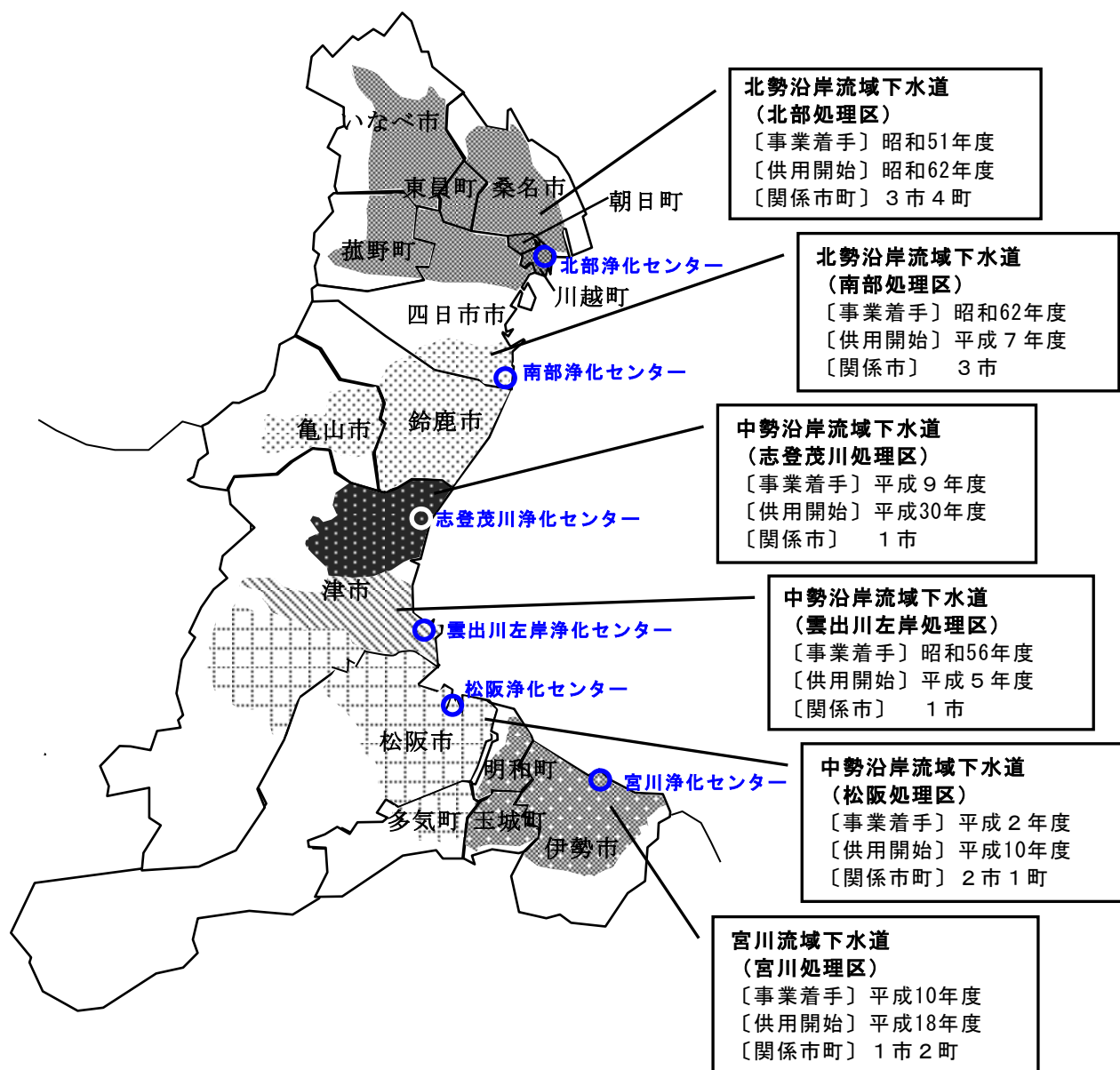
- ・貸借対照表は、流域下水道事業の令和6年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。
- ・資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されています。固定資産の主なものは、浄化センターや幹線管渠等の有形固定資産です。
- ・負債は、企業債の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、及び国庫補助金等の繰延収益で構成されています。
- ・資本は、資本金と剰余金で構成されています。

(単位:百万円 税抜き)

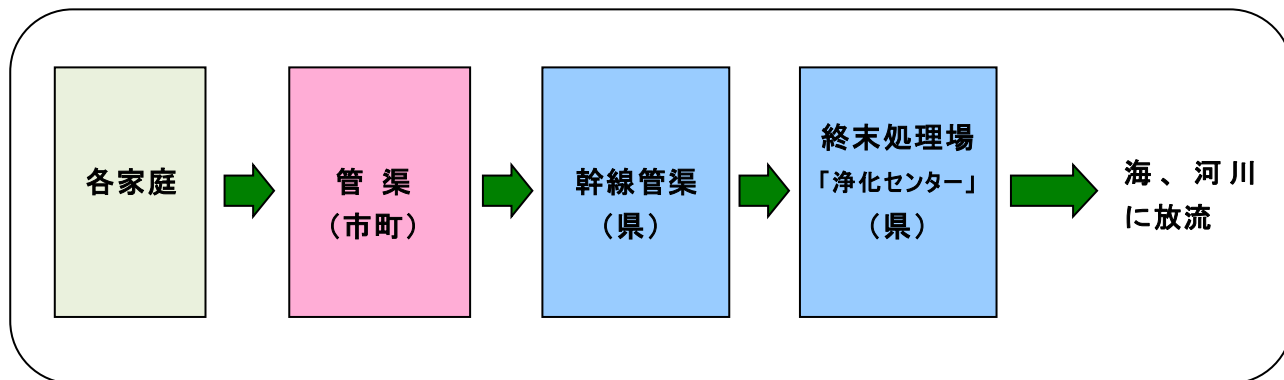
	R5末	R6末	R6-R5	対前年度比 %
固定資産	232,673	233,571	898	100.4
流動資産	5,246	5,788	542	110.3
資産合計	237,919	239,358	1,439	100.6
固定負債	35,101	34,393	△ 708	98.0
流動負債	7,170	7,677	507	107.1
繰延収益	165,576	166,998	1,422	100.9
負債合計	207,847	209,069	1,222	100.6
資本金	9,753	9,760	7	100.1
剰余金	20,320	20,529	209	101.0
資本合計	30,072	30,289	217	100.7
負債資本合計	237,919	239,358	1,439	100.6

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

流域下水道計画処理区域図



流域下水道における汚水の流れ



下水道管路の点検・調査

1 現状

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故は下水道管路の破損に起因すると考えられるため、1月29日に国土交通省から全国の流域下水道管理者に対して「下水道管路施設に対する緊急点検」の実施が要請されました。

緊急点検では、汚水処理の能力が30万 m^3 /日以上の大規模な下水処理場に接続する内径2m以上の管路が対象で、本県の流域下水道は30万 m^3 /日以上 of 下水処理場が無いため緊急点検の対象外となりました。

しかし、内径2m以上の管路が約7kmあり、地表面の大規模な陥没を未然に防ぐため、2月4日と5日の2日間に自主的な緊急点検を実施し、経年劣化はあるものの異状が無いことを確認しました。

3月17日には、大規模な道路陥没事故を踏まえた国の対策検討委員会により「下水道管路の全国特別重点調査の実施」が提言され、翌18日に国から調査の実施と結果に応じた措置が求められました。

「下水道管路の全国特別重点調査」の対象は設置から30年が経過（平成6（1994）年度以前に設置）した内径2m以上のもので、管路内を潜行目視またはテレビカメラにより調査します。本県の流域下水道では北部処理区、南部処理区における約7kmが対象となっています。

また、本県では独自の対応として、全国特別重点調査に加え、法定点検の対象管路となっている「腐食するおそれ大きい管路」約7kmについても今年度の上半期に調査します。

下水道管路の調査



2 取組方針

全国特別重点調査と本県独自の調査は本年夏頃までに実施する予定で、調査結果は国土交通省による公表にあわせて公表します。また、調査において異状を把握したときは、補修など必要な措置を実施します。

引き続き、下水道法に定められた維持修繕基準に基づき、適切な時期に点検を行うとともに、点検により施設の異状を把握したときは補修を行うなど、適切な施設管理に取り組み、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止等に努めます。

また、国の対策検討委員会による今後の提言等を注視し、新たな点検のあり方などをふまえた対策を検討していきます。

3 令和7年度の調査実施箇所

（全国特別重点調査の対象箇所）

北勢沿岸	北部処理区	5.2 km	四日市市、桑名市、川越町
	南部処理区	2.2 km	四日市市、鈴鹿市
計		7.4 km	

（法定点検箇所の前倒し調査）

北勢沿岸	北部処理区	2.2 km	桑名市、いなべ市
中勢沿岸	志登茂川処理区	0.9 km	津市
	雲出川左岸処理区	1.8 km	津市
	松阪処理区	2.0 km	津市、松阪市
計		6.9 km	

適確な建築・開発行政の推進

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

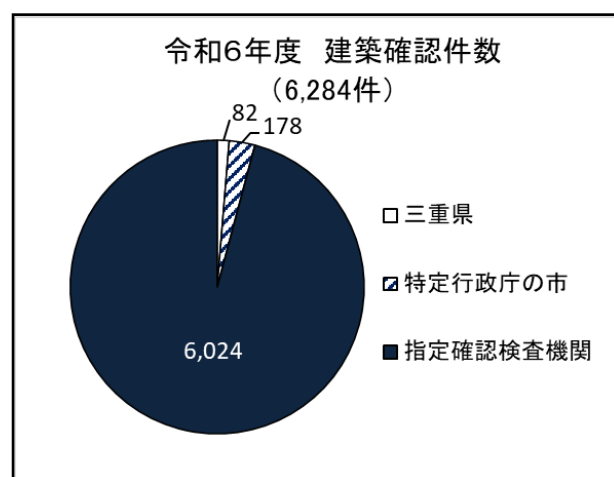
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

民間の指定確認検査機関の建築確認シェアは年々高まっており、その割合は約96%になっています。

県では、指定確認検査機関の審査体制等を確認するため、立入調査を実施しています。

適正な確認検査の実施のため、各特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

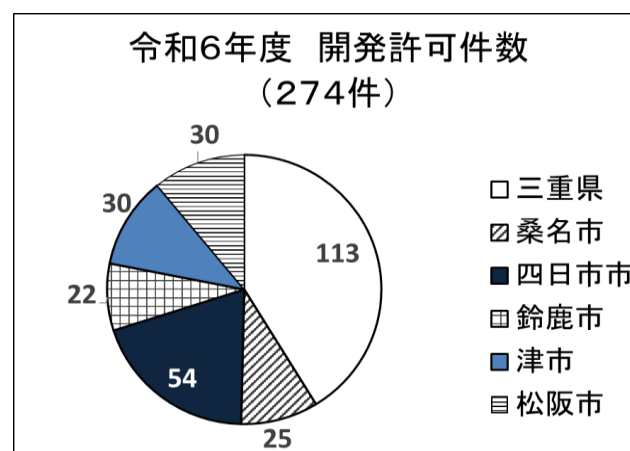
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、市への権限移譲を行っています。

① 開発許可件数

令和6年度の県内の開発許可件数に占める県の割合は、約41%です。

適正な許認可事務執行のため、開発行政庁会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。

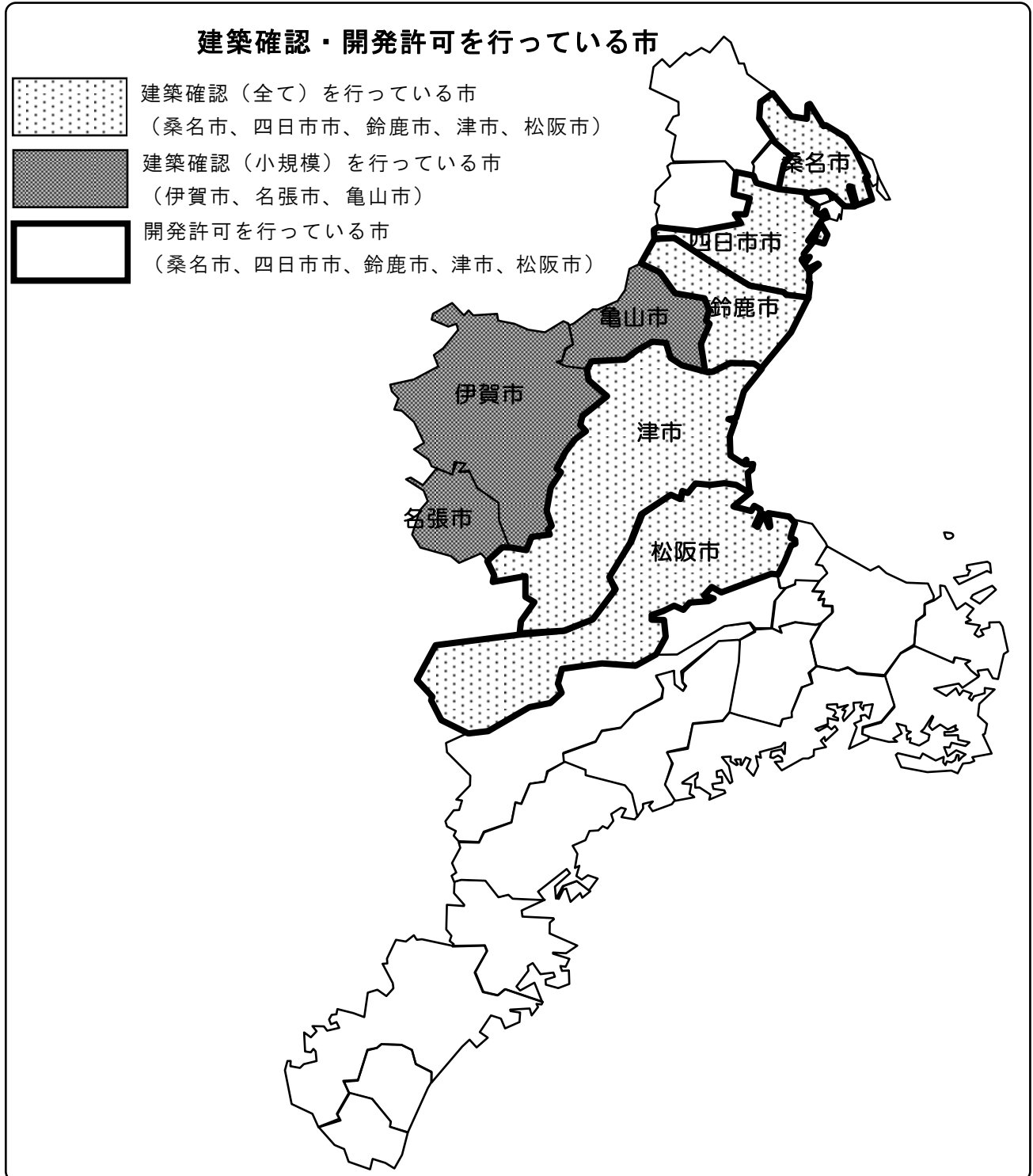


② 権限移譲の状況

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
-------	---------------------

2 令和7年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組めます。



住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町は空家等対策計画の策定やこれに基づく対策を実施し、県はこれら市町の取組に対して必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録推進等に取り組んでいます。

(2) 取組方針

① 空き家対策

- ・市町に対する必要な助言や情報提供等を行います。
- ・空き家活用事業や空き家除却事業を進める市町の支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 令和7年度の主な取組

① 空き家対策

- ・空き家の改修工事、特定空家等の除却に係る略式代執行の実施や特定空家等の所有者による除却、耐震性のない空き家の除却に補助を行う市町に対して、財政支援を行います。
- ・令和6年度から補助対象に加えた地域活性化に資する施設（非住宅）の改修工事についても、補助を行う市町に対して、引き続き財政支援を行います。
- ・市町や不動産関係団体等が参加する空き家に関する連絡会議を開催し、先進的な取組事例等の情報共有のほか、空き家対策についてテーマを設定し、課題や解決策の検討を行います。
- ・県民の皆さん等を対象に空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。

② 住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援フォーラムを開催するとともに、各市町が行う住宅相談会の開催を支援します。
- ・セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する

事業者の研修会や、宅地建物取引士、宅地建物取引業者向けの講習会等の機会を捉え、制度の周知を図っていきます。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

59 団地（269 棟、管理戸数 3,988 戸）中、入居可能戸数は 3,283 戸、そのうち入居中の戸数は 2,131 戸、入居率 64.9%となっています（令和 7 年 4 月 1 日現在）。

② 申込資格等

県営住宅では、令和 5 年 4 月から、入居にあたっての連帯保証人を不要としています。

令和 6 年 4 月からは、それまで高齢者（60 歳以上）等に限られていた単身世帯入居資格を見直し、入居率の高い一部の県営住宅等を除き、入居を可能としています。また、同性パートナーの方との入居も可能です。

③ 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
- ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。
- ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック：鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック：伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック：三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック：三重県南勢地区管理事業共同体

※いずれも指定期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

(2) 取組方針

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（令和 2 年度～令和 12 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。
- ・住戸改善などの住環境整備により、入居者の増加に取り組めます。

(3) 令和 7 年度の主な取組

- ・長寿命化等の対策として 4 団地 5 棟で外壁改修などの工事を、1 団地で屋外給水管改善工事の設計を行います。
- ・高齢者向けのバリアフリー化住戸内改善を行います。
- ・連帯保証人が不要であることや多くの県営住宅で単身世帯の入居が可能であることを広く周知するなど、県営住宅の入居率の向上に努めます。

三重県 県営住宅位置図

(令和7年4月1日現在)

○印付き団地：政策空家

	団地名	所在地	管理戸数
鈴鹿市	高岡山杜の郷	高岡台4丁目	135
	○十宮	十宮4丁目	17
	桜島	桜島5丁目	200
亀山市	鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)			368

	団地名	所在地	管理戸数
伊賀市	○依那具	依那具	16
	カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
	○荒木	荒木	113
	○清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	○木根	長田寺境内	8
名張市	蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)			305

	団地名	所在地	管理戸数
松阪市	エスプラント末広	末広町2丁目	68 (2)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町をこそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	○宝塚	宝塚町	28
	○上川	上川新田	44
	上川第2	上川壺り立ち	88
	和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内 (特公賃は外数) (8団地)			460 (2)

	団地名	所在地	管理戸数
尾鷲市	泉	中井浦字泉	16
	○垣ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)			38

	団地名	所在地	管理戸数
熊野市	井戸	井戸町字乗須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	久生屋	久生屋字姥前	16
御浜町	オレンジハイツ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (4団地)			84

	団地名	所在地	管理戸数
伊勢市	城田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	○清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)			135

	団地名	所在地	管理戸数
桑名市	○森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)			79

	団地名	所在地	管理戸数
菰野町	○大羽根	大羽根	10
川越町	豊田一色	豊田一色	34
四日市市	高見ヒルズ	市場町	60
	あこず	赤水町	166
	河原田	河原田町	72
	○高花平	高花平5丁目	24
	笹川	笹川9丁目	366
	笹川第2	笹川3丁目	88
	○泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内 (9団地)			826

	団地名	所在地	管理戸数
津市	千里	千里ヶ丘	447
	サンシャイン千里	千里ヶ丘	98 (2)
	白塚	白塚町白池	200
	一身田	一身田町	388
	○江戸橋	江戸橋2丁目	108
	○島崎	島崎町	24
	パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
	神戸	神戸	88
	船頭町	船頭町	60
	○半田	半田高松	26
	結城	大字津興	120
	○野村	久居野村町	10
	新町	久居新町	48
	ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内 (特公賃は外数) (14団地)			1675 (2)

	団地名	所在地	管理戸数
鳥羽市	○安楽島	安楽島町	8
	○堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)			14

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)

住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	2
エスプラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		4

	管理戸数合計	団地数合計
一般公営住宅	3,984	59
特定公共賃貸住宅	4	
合計	3,988	59

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を令和3年3月に改定し、令和7年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

令和5年度末時点で住宅の耐震化率は約89.1%、耐震基準を満たしていない住宅は約7.9万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

- ・ 様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和55年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震性のない空き家除却の補助事業を進める市町の支援を行います。
- ・ 耐震診断から耐震補強設計、耐震補強工事につながるように、耐震補強工事費の低減に向けた取組を進めます。

(2) 建築物の耐震化

- ・ 大規模建築物については、全て耐震診断を終えています。耐震設計や耐震改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。
- ・ 避難路沿道建築物については、耐震診断を実施していない又は耐震性のない建物所有者等に耐震診断、耐震改修の重要性等の説明を行うことで耐震化に対する意識を高めます。

3 令和7年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

- ・ 直接住民に働きかける戸別訪問や耐震改修相談会は、耐震化促進の効果が高いため、市町、建築関係団体と共に、今後も実施するほか、ダイレクトメールや回覧板などの効果的な啓発を実施します。
- ・ 耐震化に係る補助や耐震性のない空き家除却に補助を行うなど、必要な市町支援を継続します。
- ・ 能登半島地震により住宅の耐震化に関心が高まっている機会を捉え、令和6年

度に拡充を行った補助制度を住民に周知するとともに、設計者や施工者に対しては、耐震補強工事費の低減が期待できる精密診断法による耐震補強設計や低コスト工法等の普及を図ります。

（２）建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、引き続き市と協力の上、文書通知や訪問等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、診断結果の報告がない所有者等への耐震診断の実施に向けた指導の継続を通じて診断実施を促します。また、耐震性のない建築物の所有者等に対しても、令和７年度より拡充を行った耐震改修にかかる補助制度を周知して耐震改修の実施を促すとともに、補助制度の創設をしていない市に対して創設を働きかけます。

質の高い公共施設づくりの推進

1 現状

さまざまな県有建築物について、それぞれを所管する部署からの依頼に基づいて、調査・設計を行い、それに基づいて施設整備・改修等を実施しています。

2 取組方針

県有建築物の整備において、依頼部署からの要望への対応はもとより、木材利用の促進、防災、環境、ユニバーサルデザイン、ライフサイクルコストの低減、景観改善など、多様な課題や利用者等ニーズに的確に対応した質の高い公共施設づくりを推進します。

3 令和7年度の主な取組

令和7年度に実施又は予定している主な事業は、以下のとおりです。

(1) 実施中の主な事業

○工事

- ・三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・盲学校・聾学校建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・三重県総合文化センター屋外開閉受電設備等改修工事

○委託

- ・国児学園寮舎棟ほか整備工事設計業務委託

(2) 実施予定の主な事業

○工事

- ・松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・三重県社会福祉会館外部改修工事
- ・三重県桑名庁舎受変電設備改修工事
- ・三重県尾鷲庁舎空調設備改修工事
- ・県立高等学校外壁等改修工事
- ・県立高等学校トイレ改修工事
- ・県立高等学校防球ネット改修工事

○委託

- ・三重県工業研究所ものづくりの総合拠点（仮称）整備工事設計業務委託
- ・三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称）及び津高等技術学校一体整備工事設計業務委託

工 事 検 査

1 現状

(1) 検査の目的

発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、工事目的物が契約書により求められた出来形や品質を確保していることを確認します。(地方自治法第234条の2)

(2) 検査の対象

県土整備部・農林水産部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象としています。

<検査実績>

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員 検査	合 計
令和 4 年度	2, 1 0 6	2 6 5	4 2 1	2, 7 9 2
令和 5 年度	2, 0 7 4	2 3 8	3 9 1	2, 7 0 3
令和 6 年度	2, 1 0 1	1 9 1	3 9 9	2, 6 9 1

(3) 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(イ) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(ロ) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(ハ) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

2 取組方針

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で適正に実施します。

3 令和7年度の取り組み

三重県建設工事検査規則に基づき工事検査要領や建設工事成績評定要領等の基準を整備し、この適正な運用を図るとともに、次の3つの方法により工事検査を実施します。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託します。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が内容を精査し、完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事は、年間の検査件数も少ないことから、工事検査担当職員が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、直営検査または委託検査で対応できない場合に行います。